

# 事業民生常任委員会

平成18年3月8日(水)

## 事業民生常任委員会

日 時 平成18年3月8日(水)午前10時04分開会 - 午後5時02分開会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹内委員長、川端、中原、辻下、出口、岡本、福田

和田(博)議長

欠席委員 谷本

傍聴議員 鍛冶、反保

理事者 石田町長、平助役、芦田住民福祉部長兼保険年金課長、岡本住民福祉部副理事兼民生生活課長、古谷健康福祉課長、酒井健康ふれあいセンター所長、四至本健康福祉課参事、谷下保険年金課参事、萬谷住民生活課長代理、岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長、松永事業部長兼事業課長、児玉事業部理事、亀崎まちづくり推進室長、大山地域振興課長、木下地域振興課長代理、末原上下水道部長兼水道課長、梶本下水道課長、古橋水道課参事、中口総務部長

### 協議事項

- (1) 議案第2号 平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件
- (2) 議案第4号 平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件
- (3) 議案第5号 平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算(第2次)の件
- (4) 議案第6号 平成18年度岬町一般会計予算の件
- (5) 議案第8号 平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件
- (6) 議案第9号 平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件
- (7) 議案第10号 平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件
- (8) 議案第11号 平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件
- (9) 議案第12号 平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件
- (10) 議案第13号 平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算

の件

- (11) 議案第19号 平成18年度岬町水道事業会計予算の件
- (12) 議案第21号 損害賠償の額の決定及び和解の件
- (13) 議案第22号 阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の  
件
- (14) 議案第23号 町道路線の認定の件
- (15) 議案第24号 岬町国民保護協議会条例を制定する件
- (16) 議案第25号 岬町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定する件
- (17) 議案第26号 岬町海釣り公園条例を制定する件
- (18) 議案第32号 岬町立保育所条例の一部を改正する件
- (19) 議案第33号 岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件
- (20) 議案第34号 岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件
- (21) 議案第35号 岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部  
を改正する件
- (22) 議案第36号 岬町国民健康保険条例の一部を改正する件
- (23) 議案第37号 岬町介護保険条例の一部を改正する件
- (24) 議案第38号 岬町営住宅条例の一部を改正する件
- (25) その他

(午前10時04分 開会)

委員長 本日はお忙しいところ委員会に出席いただき、ありがとうございます。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に進みますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、欠席委員は1名、谷本委員であります。

定足数に達しておりますので、これより事業民生委員会を開催いたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードをお願いいたします。

過日、本会議において事業民生委員会に付託を受けました案件24件について審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方についてご意見がございましたら。委員の皆さん、何かありますか。

(「委員長一任」の声あり)

委員長 はい。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、委員の質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

それでは、案件1、議案第2号「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をさせます。

酒井健康ふれあいセンター所長 健康ふれあいセンターの酒井でございます。

委員会資料1ページをご参照ください。平成17年度一般会計補正予算(第8次)抜粋資料の歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料、使用料、民生使用料の社会福祉使用料90万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額の理由につきましては、教育委員会生涯学習課のプール一般開放事業の利用見込み数4,000人、120万円を予算化しておりましたが、利用者が下回ったことにより今回減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 続きまして、住民生活課の岡本でございます。

続きまして、衛生使用料、保健衛生使用料33万5,000円、これは岬町の町営墓地の永代貸出料による分でございます。深日墓地2つ、淡輪墓地1基の分が今回貸し出しをす

るものでございます。

以上です。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 続きまして、府支出金、老人福祉費補助金として80万5,000円、これは老人医療助成事業で、歳出のところをお願いしますが、134万3,000円、年度末までに不足が見込まれますので、その充当財源として、5分の3の補助率で80万5,000円を計上しております。

大山地域振興課長 続きまして、地域振興課の大山です。

6、土木費府補助金、都市計画費補助金としまして51万3,000円の減額補正をお願いするものです。これは当初、木造住宅2軒、非木造住宅1軒、計3軒の耐震診断補助金を見込んでおりましたが、木造住宅1軒だけの補助となりましたので減額するものでございます。

続きまして、委託金、農林水産費委託金、農業費委託金としまして3万3,000円の増額補正をお願いするものです。これは国有農地を売却するための事務を行ったことによる委託金を増額するものでございます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

寄附金の児童福祉費寄附金であります、3万円、これはボウル南海さんから寄附金をいただいたものでございます。保育所の玩具購入に充てるという歳出につながっております。

繰入金、福祉金基金繰入金でございますが、福祉金基金の条例につきましては今年度末で廃止するということもありまして、基金も空にするということで、9万円を繰り入れいたします。

松永事業部長兼事業課長 事業課の松永です。

雑入でございます。雑入、総合賠償補償保険金でございますが、議案の21号の件で説明申し上げました自動車の、グレーチングが跳ねたという分の歳入の分でございます。5万9,000円がそうでございます。

酒井健康ふれあいセンター所長 健康ふれあいセンターの酒井でございます。

補正予算額15万円のうち、施設被害に伴う共済保険金として9万1,000円。理由につきましては、歳出でも説明させていただきますが、屋外トイレ棟の小便器及び男女個室トイレのペーパーホルダーが不審者により破損されました。建物共済より被害額の全額が補てんされることにより、今回補正をお願いするものでございます。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。委員の皆さん、続いて歳出の説明に行つてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 はい、歳出の方、説明をお願いいたします。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 それでは、続きまして4ページ、歳出、民生費、老人医療助成費府制度分として134万3,000円。これは老人医療助成、いわゆる四公費と言われる分ですけれども、乳幼児、老人、身障、ひとり親家庭、それぞれに医療費の自己負担分に対して助成をする制度ですけれども、その不足が見込まれますので、134万3,000円を計上いたしております。

次に、同じく老人医療助成費で、これは老人保健特別会計への繰出金として595万円、これは老人保健特別会計で給付費の伸びが予想以上ですので、7,759万9,000円を後の特別会計のところで計上しておりますけれども、その負担率として600分の46を計上いたしております。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

社会福祉対策費の9万円でございますが、これは歳入の方でありました福祉金基金からの繰り入れをもちまして財源更正を行うものでございます。

次に、淡輪老人センターの管理費38万円です。これはエアコン1台の更新でございます。淡輪老人センターにつきましては昨年も6月補正で、エアコン2台が壊れましたので、更新したところでありますが、また1台壊れまして、もう古いもので修繕部品がありませんので、1台つけかえるという内容であります。

酒井健康ふれあいセンター所長 健康ふれあいセンターの酒井です。

続きまして、健康ふれあいセンター費のセンター管理費計上分として、燃料費43万3,000円の補正をお願いするものでございます。理由につきましては、12月議会におきましても重油価格の高騰によりリッター価格の上昇分の補正をお願いしたところですが、現行価格が前回の価格よりさらに値上げがありましたので、今回再度の補正をお願いするものでございます。

続きまして、センター管理費、臨時分としまして、補正予算額104万2,000円をお願いするものでございます。財源内訳につきましては、その他特財が9万1,000円、残り95万1,000円が一般財源でございます。修繕料として86万3,000円、改修工事

として17万9,000円。修繕費につきましては3件分を計上しております。

1件目は給湯制御用バタフライ弁、69万7,200円を交換するものでございます。館内で使用する温水の熱源は、夜間は電力を利用したチラー、日中はボイラーを利用しております。当機器はチラーからボイラー、ボイラーからチラーへと切りかえる自動切りかえ弁を4台設置しておりますが、このうちの1台の操作基盤が漏水により腐食し、電気回路が絶縁不良となり、作動不能となったので今回計上するものでございます。

2件目につきましては、歳入の諸収入でご説明をさせていただきました屋外トイレ棟の小便器1個、男女個室トイレ用のペーパーホルダー各1個、9万1,770円が、不審者により破損され、現在使用禁止状態であり、来館者に支障をきたしておりますので修繕をお願いしたく計上するものでございます。

3件目につきましては、2件目同様、不審者によりアスレチック広場の遊具、スカイロープ2本のうち1本のロープが燃やされ、使用できません。当遊具につきましては特に人気があり、利用頻度が高いため早期修繕の要望があり、9万3,500円を計上するものでございます。

次に、健康ふれあいセンター改修工事17万9,000円。これにつきましては第2駐車場の側溝ふたが盗難に遭い、車両が駐車場に進入できなく、来館者に支障をきたし、早期改修の必要がありますので計上するものでございます。今回の遊具の放火、器物破損、盗難事故等の再発防止のため、泉南警察にパトロールの強化をお願いしているところでございます。

以上、よろしく申し上げます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

資料の方は5ページをご参照いただきたいと思います。児童福祉費のうち、まず保育所の運営費の3万円でございますが、これは先ほどボウル南海さんからいただきました寄附金ということで説明させていただきましたが、それを充当しまして淡輪保育所の玩具を購入するという予定であります。

次に、淡輪保育所の重油対策費、井戸替経費、それと上下水道の負担金、合わせまして46万9,000円でございます。これは抜本的な解決にまだ至っておりませんので、今年度不足します1月から3月分の対策費の補正をお願いするものでございます。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 続きまして、衛生費、火葬場費、墓地管理費としまして30万7,000円、これは深日墓地使用料の返還金でございます。深日墓地の3号地、40

号地の2区画の返還がありましたので、その費用でございます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

保健センター費の保健センター管理費でございます。これは科目更正でございます。内容としましては、エアコンの設置工事を予定しております。当初予算の方では工事請負ということで計画をしておりましたが、エアコンの本体の購入が主ということでございますので、備品購入ということで科目更正をするものでございます。なお、予算流用という手もございましたが、金額が大きいため、議会の議決を求めるのが妥当だという判断で補正予算を計上させていただいております。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 続きまして、住民生活課の岡本です。

衛生費、塵芥処理費、粗大ごみ処分経費としまして、減額の262万7,000円、これは粗大ごみに係る入札による入札差金でございます。

大山地域振興課長 地域振興課、大山です。

続きまして、6、農林水産業費の農業委員会費ですけども、先ほどの歳入で説明させていただきました農業費委託金3万3,000円を一般財源から府支出金に財源更正するものでございます。

松永事業部長兼事業課長 事業課、松永です。

土木費、道路橋りょう費の道路維持費でございます。町道管理費といたしまして140万3,000円の減額でございます。これは道路台帳修正業務委託料に、延長の減と落札減が生じたもので減額させていただくものでございます。

続きまして、町道管理費の臨時でございますが、5万9,000円の補正をお願いするものでございます。これは町道における車の事故の賠償金でございます。別紙で、きのう資料請求がありました位置図を添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。右の上に拡大図がありまして、畑山線の高架を越えたところ、アララギ齒科の角のところの左の手前のグレーチングを跳ね上げたということでございます。ごらんいただけますでしょうか。みさき公園の信号から、国道から畑山線を淡輪へ降りていって、この美崎苑西線というところへ左折するとき、一番端のグレーチングを跳ね上げてバンパーに傷がついたということでございます。車につきましては、トヨタのウィッシュ1800・で7人乗りというような車でございます。バンパーはプラスチック製でございまして、グレーチングがかんだのでバリッと、左の後ろですけど、めくれて取れてしまうような形になったということでございます。



以上でございます。

亀崎まちづくり推進室長 続きまして、まちづくりの亀崎でございます。

都市計画費、都市計画総務費のうち、第二阪和国道建設促進費でございます。減額補正額が210万6,000円でございます。理由といたしましては、平成14年に地元と締結した中で、協定書、処置方針を交わしております。その中で、環境・安全対策及び沿道地域整備としてトンネル状施設整備、トンネル上部整備、高架下整備を行うこととなっております。平成17年度にはトンネル状施設となるボックス構造の検討、ボックス上部及び高架下整備検討図の作成業務を行う予定でございましたが、ボックス構造検討については第二阪和国道本線の道路の上に設置することとなっております。本線の詳細設計に合わせた浪速国道事務所と検討・協議を進める予定でございましたが、トンネル状施設を設置することとなる区間の詳細設計が現在作業中ございまして、ボックス構造の検討については詳細設計等完了後に実施することになっております。平成17年度は、当初予定業務のうちボックス上部及び高架下整備検討図作成業務のみ行ったという状況でございます。以上でございます。

大山地域振興課長 地域振興課、大山です。

続きまして、都市計画総務費としまして、102万5,000円の減額補正をお願いするものですが、歳入で説明させていただきましたように、当初木造住宅2軒、非木造住宅1軒、計3軒の耐震診断補助金を見込んでおりましたが、木造住宅1軒だけの補助となりましたので、減額するものでございます。

亀崎まちづくり推進室長 まちづくりの亀崎です。

続きまして、消防費、非常備消防費、補正額は26万9,000円、この補正につきましては、去る2月の9日に日本消防協会より岬町消防団に対して緊急消防自動二輪、通称赤バイというんですけども、その3台が寄贈ございまして、その赤バイの登録に関する諸経費を補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

引き続きまして、資料の8ページになりますが、繰越明許費の設定について説明させていただきます。まず、民生費のうち、障害者計画策定事業であります。障害者基本法に基づく計画の中間見直しを図るべく予算化をしておりましたが、自立支援法の成立の遅れ等、国の全体の施策が明らかになるのが遅くなったため、翌年度に繰り越して執行すると

いう内容でございます。

大山地域振興課長 地域振興課、大山です。

続きまして、農林水産業費、農業施設改良事業の272万円を次年度に繰り越すものでございます。理由としまして、今年度から3カ年をかけまして、大阪府の事業として実施しています深日南條上池の改修工事は、堤体延長20メートルと余水吐1カ所を工事施工中でございますが、工事発注後に現場を再度精査したところ、施工区間以外の取水施設ゲートに開閉の不具合が確認されましたので、別途、取水施設工事として発注したことにより繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑、意見ございませんか。

福 田 ちょっと1点だけ。1ページの衛生使用料、墓地使用料のところ、ちょっと教えてほしいんですけども、これ区画数が深日と淡輪にあるんですか。借りてるあれじゃなくて全体の区画数をちょっと教えてほしい。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本でございます。

町営墓地で、町が造成もしくはもろたというんですか、以前に帰属をいただいた分と合わせまして、販売じゃなしに永代使用料として貸し出している区画数に関しまして、淡輪墓地に関しましては220区画、そして深日墓地に関しましては129区画、合わせて349区画がございます。

福 田 これ、ちょっと僕も勘違いしてたけども、深日墓地と淡輪で345。淡輪はわかれへんけども、深日でこんなたくさんあれがあるわけ。永代使用料というか使用料を払ってもらうというか。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 これは昭和の代に、町の深日の墓地の、火葬場の右側の上へ上がっていく中段、下段で高いところ、それから1件、15区画は別に、これは奥野氏から以前のときに戦没者の手前のところで15区画をいただいて、それでこの今言った129区画があります。それで、町の方の造成したところでは、上段とか下段、高いところもあれば、上へ上がってもらいましたら高いところには83もなっております。道沿い、階段があって、その横にあります。

福 田 これ、今聞いたら昔の火葬場の前と、それで裏側ということやね。これ確認できたんやけども、今僕の聞きたいのはその裏側の急傾斜のこの墓地、これが町で岬だよりも結構

PRはしてくれてるんやけど、大体みんなはあそこを使わないで、今でも建立禁止という看板が至るところに深日墓地の中に書いてあるのに、知らん間にふえてるといふんか、勝手にブロックで囲ってやってる。こういう、その看板を無視して墓地を建立してるのやけどね、これだけの墓地の土地があるんだったら、もっともっとPRするか、値段的なその使用料そのものが幾ら、これだったら1件15万ぐらいになってるのかな、1カ所。それをもうちょっと下げて、みんなに利用してもらえような方法はないかということは今ちょっと思ったんやけども、その辺ちょっと。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 私の説明が足らなかったかもわかりませんが、町の町営墓地、淡輪にしる深日にしろ、その時点で永代の抽選会というんですか、申し込みをなさって全部売れてあるわけです。

福 田 全部売れてるの。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 売れてるじゃなしに、貸し与えておるということで、それです。それと、逆に歳出であらわれているのはその分で、もう要らないというときは返すと。あくまでも永代使用ということになりますので、そういうことになります。申し出があった時点において再度町として岬だより等で住民に知らしめて、抽選会、公開抽選ですけども、申し込みをしてもらってやっていくということでございます。

福 田 全部貸与してるということ、使ってもらってるということになってるという説明やけど、その深日の火葬場の裏の急傾斜のところ、駐車場の上ね、あそこは何カ所か空いてるんと違うんかな。というのは草がね、あそこ草が繁茂して、いつ行ってもだれも手入れしてないような形になってるねやけどね。それがもしみんなが使ってくれてるんであれば、そういう掃除も全部してくれてると思うんやけども、あれがなかなかいつ行っても同じような状態やからね。ススキが生えたりして。だから、だれも使っていないんじゃないかなとは僕個人は思ってたんやけども、みんなが使ってくれてるんやったら掃除の1つぐらいしてもらったらええのになという気持ちはあるんやけど、借りても遠方の方が借りてるのか、その辺のこともあると思うので、日常の管理してくれてるのかどうか、今の2点だけちょっと。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本です。

管理に関しましては、この契約時点においてきちっとしなさいと、貸し出されるときに契約書にはうたってあるんですけども、これはあくまでも住民票とか、岬町にあってという、当初の申し込みの段階の検査等でさせてもらてるんですけども、議員のように私もそ

ここに墓地がありますので、たまに行った場合にはやはりそれがありますので、今後その分に関しまして一度調査さしてもろて、何か通知でも差し上げたいなど、町営墓地の貸し出し分に関しては考えております。

それで、金額面とかいろいろなものに関しまして、深日墓地でしたらランクがありまして、上の分とか、AからEまでの平米当たりの単価があります。それも条例に載っておりますけれども、そのとおりでやっております。

それで、衛生面に関しましては、深日の婦人会活動の中でも墓地の清掃もお願いし、そして岬町としましても急傾斜地の危ないところに関しては町の方で草を刈っております。

以上です。

福 田 結構です。

委員長 委員の皆さん、ほかにございませんか。

中 原 ちょっとわからなかったところがあったのでお聞きしたいんですけど、1ページの一番下の耐震対策に関するところで、予定は3軒の予定だったのが1軒のみになったという経緯を教えていただきたいのが1点目です。

2点目は、6ページの一番上の粗大ごみ等処分というところで、ちょっと私、先ほど聞いた説明ではよく理解できなかったもので、もう少し詳細に説明していただけたらと思います。

以上、2点お願いします。

木下地域振興課長代理 地域振興課の木下です。

1点目の耐震診断の件数が3軒から1軒になったということの経緯ですが、町の方で既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱制度というのをつくってありまして、民間の住宅等の耐震診断されるときに費用を補助しようという制度を平成9年の10月から実施しておりまして、毎年予算化しておりまして、この17年度につきましては3件予定を、申請があるであろうと予定で予算化しておったと。ところが、申請があったのが1件になったということでございます。

以上です。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本でございます。

粗大ごみの処分につきまして、この分について詳細についてということなので、この粗大ごみというのは、今岬町の美化センターの横にあります各家庭から出てくる家具やいろいろなものの粗大ごみを処分する分でございます。その分に関しまして、やはり産業廃棄

物処理収集運搬業の許可を持っている業者と岬町の一般廃棄物の運搬の許可を持っている者において毎年入札を行うということで、これが今年度5件、平成17年度については5件でありましたが、その分に関して入札したところ、今年度の予算額よりも下回った。これで処分できますということで、今契約している業者から出てきましたので、その分としまして今回落とさせてもらおうと。この契約に関しましては業務期間はあくまでも5月1日、4月のすぐからはできないので、4月に関しては別に随契で選任業者に払うと。5月1日から18年3月31日までの業務と、そしてまた来年度も同じく4月の頭か中旬に入札をしてこの業者を決めていきたいと。町としまして仕様書、大体のごみの量とかいろいろんなことをやって入札を行っております。

以上です。

中原 よくわかりました。ありがとうございました。

辻下 淡輪保育所の重油対策費、これも出るたびに各議員が指摘してますわね。それで、この担当課は頭が痛い。これが出た時点で頭痛いなと常に思ってるんやけども、これはどうですか。これ、事故があったのは平成2年ですか。それからもう10何年になりますわね。それから、もう最終決着したらどうなという声も去年ですか、各議員から出ていたことがあるわね。その後どうなってるのか。

それと、ちょっとわし聞き漏らしたらごめんやけども、この32万6,000円というのは1月から3月分ということですか。これは水道14万3,000円も含んでのことやけども、それ、1点だけ聞かしてくれませんか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

まず、答弁前後しますけども、補正予算の内容ですけども、これは1月から3月分でございます。それで、12月分までは既に当初予算と補正予算で予算が確定しておりますので、今年度の不足分ということで今回補正をお願いしている次第でございます。

それから、この事故への対応でございますけれども、まず事故を確認した年月日でございますけども、平成6年の3月4日でございます。したがって、きょう現在、既に12年を経過したということでございます。

それで、当課の対応でございますけども、昨年9月議会等でも一般質問もありまして、抜本的に和解なりに踏み切るなり、その辺模索したらどうやというご意見もいただきました。それで、個別の声かけ、話し合いは別にしまして、今まで一度もその関係者に寄っていただくということがありませんでしたので、先週の日曜日になりますけども、5日の日

でございますけども、皆さんに寄っていただきまして、今までの事故の経緯なり、また井戸の状況なり、お話し合いをさせていただきました。

それで、概要を報告させていただきますと、まだ油のにおいなりはするよということで、まだ被害が継続しているという内容も確認させていただきましたし、当町で本年度実施しましたボーリング調査の結果等も報告させていただいて、話し合いの場に臨んでおります。また、議会のご意向等も踏まえまして、当方の方から抜本的な解決に向けて和解を模索したいということで声かけもさせていただきました。

ただ、議員ご指摘のように、もう12年という長い歳月がたっておりまして、また今まで抜本的な話し合いというんですか、抜本的な話し合といたらおかしいんですけども、本格的な話し合いがなされていなかったということもございまして、感情的なまだわだかまりもあるなという印象を持っておりまして、まだ和解に向けて、お話は聞いていただきましたが、さらに井戸の清掃なりの努力をせえというご意見もいただきましたし、これは1月2月ですぐ和解に至るという感触は持っておりませんので、来年度、夏ごろには非常に油のにおいもきついというような状況もございますので、その辺も踏まえまして、また再度話し合いをしていくという約束はして別れておるといような現状でございます。

辻 下 この仕事も担当課としてしんどい仕事だと思うよ。思うんやけども、これから月に1回とか2回寄ってもろて円満解決するようにしていかんことには、いつまでたってもこの問題は議会に出てくるんやから、担当課として極力そういう方向で行くように要望しておきます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかに委員の皆さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 満場一致です。よって、議案第 2 号のうち、事業民生委員会に付託されました案件は、本委員会において可決されました。

続いて、案件 2、議案第 4 号「平成 17 年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）の件」について、議題といたします。

本件について担当課から説明をさせます。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 保険年金課の芦田です。

9 ページをお開きください。平成 17 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）の件でございます。

まず歳入につきまして、歳出で述べます支出に対応しまして基金繰入金から 3,653 万 3,000 円を繰り入れるものでございます。なお、この退職医療につきましては、充当財源が別にあるんですけれども、翌年度精算になっておりますので、今年度については基金繰り入れで対応し、翌年精算して基金に戻すという措置になります。

次に 10 ページ、歳出ですけれども、保険給付費のうち退職被保険者の給付費の伸びが当初見込みより増加が見込まれますので、補正予算をお願いするものであります。療養給付費につきまして 2,906 万 5,000 円、療養費につきまして 219 万 8,000 円、高額療養費につきまして 5,270 万円、計 3,653 万 3,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

( 「なし」の声あり )

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

( 「なし」の声あり )

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第 4 号「平成 17 年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 満場一致であります。よって、議案第 4 号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件3、議案第5号「平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算（第2次）の件」について、議題といたします。

本件について担当課から説明させます。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 保険年金課の芦田です。11ページ、12ページをお開きください。平成17年度老人保健特別会計補正予算（第2次）の件について説明させていただきます。

歳入につきまして、後ほど歳出で説明します医療給付費の伸びに対応しまして、それぞれの充当財源を予算化しております。まず支払基金交付金、医療費交付金で4,190万3,000円、これは負担割合が決まっております、100分の54であります。

次に、国庫支出金の医療費負担金で2,379万7,000円、これが600分の184です。

次に、府支出金の医療費負担金で594万9,000円、600分の46。

同じく府と同額で市町村負担がありますので、一般会計から繰り入れをしまして595万円。合計7,759万9,000円の歳入となっております。

続きまして、13ページ、歳出ですけれども、医療給付費の伸びが当初見込みより増額が見込まれますので、今回7,759万9,000円の増額補正をお願いするものです。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第5号「平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算（第2次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

委員長 満場一致であります。よって、議案第5号は、本委員会において可決されました。



続いて、案件4、議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、議題といたします。

お諮りいたします。理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議し、各費目にわたる人件費については総務文教委員会において一括審議といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、歳入から審議に入ります。別紙委員会資料の14ページから18ページをご覧ください。歳入について、委員の皆さん、質疑、意見ございませんか。

中 原 済みません。ちょっとわからないのでお聞きしたいんですけれども、14ページの使用料及び手数料のところ、淡輪老人センターの使用料なんですけども、昨年と比べて数値がかなり、かなりとも言えないかもしれないけど、減ってるんですけど、その理由をお聞きしたいのが1点と。

それから、そこから3段下がったところの霊柩車の使用料、これも昨年に比べて2倍ぐらいの金額になってるんですけど、その理由をちょっとお聞かせいただけますか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

淡輪老人センターの使用料でございますけども、予算の歳入の方は見積もりということになりますので、最近の近々の実績等をもとに来年度歳入を見込んでおるということでございます。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本でございます。

霊柩車使用料につきまして、この件に関しまして、昨年度、手数料条例の改正がありまして、霊柩車の使用料をいただくということで、8,500円。ただし1年間ということで、18年度から1回につき1万7,000円ということの措置がされておりますので、その分で1万7,000円で計算させてもっております。

以上です。

中 原 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

出 口 16ページの老人福祉費補助金の街かどデイハウス支援事業補助金150万円の歳入となっておりますけれども、今現在、岬町に街かどデイハウスは何軒あって、どういうふうな

使用状況、頻度ですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

街かどデイハウスは、現在1軒稼働してきたという現状でございます。使用頻度はしばらくお待ちください。済みません、使用頻度は今調べまして、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

出 口 何か聞きますと、もうその「とらや」さんもどういう事情か知りませんが、阪南市の方にまた移る可能性もあるのかなというふうにもちらっと聞いておりますが、その辺どうでしょうか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

予算案編成時では判明していなかったような事情もいろいろ出てまいりまして、来年度、一応予算案ということで計上させていただいての上での、まあ失礼なご答弁になるかと思っておりますけども、いろいろ課題もあるようでございます。また、当方からも補助金を出してはおりますけども、なかなか行政の思いと指導なりも含めまして十分な運営がなされていない面もあるというふうに私どもも最近特に認識しておりまして、来年度については向こうさんの都合もありまして、閉鎖という可能性も現在踏まえて対応していかざるを得ないというふうに考えております。

出 口 それが閉鎖となった場合ですね、そこへ来られてる老人の方々がまた、「とらや」のほかにもポポロとか、そういうところもあると思っておりますけども、またそういうふうな、別途そういう場所を行政としては考えていただけるのでしょうか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

もちろん当然、介護度の認定された方は、また介護施設なり介護保険を使っていたということになると思います。それで、この施設はそれに至るまでの方でございますので、その辺の活動、また家で引きこもるような状態をなくし、外で活動していただくというような場につきましては、例えば長生会活動の積極的な支援とか、その辺の代替的な施策をもって応援させていただきたいというふうに考えております。

出 口 ありがとうございます。

委員長 ほかに委員の皆さんございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、歳入についての質疑は終わります。

続いて、歳出に入ります。当委員会の所管に係る事項について審査いたします。

まず、総務費です。予算書36ページ、広報公聴費のうち、まちづくり推進室の所管に係る部分、38ページの目、交通安全対策事業費、38ページ、39ページの企画費のうち、まちづくり推進室の所管に関する部分、及び42ページ、43ページの項、戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑、意見はございませんか。

出 口 43ページの住基ネットの件でございますけれども、以前、住基ネットが発足当時いろいろご意見をちょうだいしましたけれども、その中で今現在の使用頻度とか、今の実際の住民の方々のこの住基ネットに対する意見はどうか。十分威力が発揮されてますのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本でございます。

住基ネットの住基カードの発行枚数と、それからその頻度ということですが、住基のこのカードに関しまして、15年の9月から始まりまして16年、17年の1月までの合計としまして、15年度の方は21件、16年度では17件、それで17年度としまして23件の仕事をしております。そしてまた最近、この17年度に関しまして、住基カードの交付につきまして件数が若干ふえてきているというのが見えております。その理由としまして、お年寄りの方の身分証明書というので、銀行とかそういうので若干ふえてきている、今後もふえるであろうと予測しております。

以上です。

出 口 住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料が、87万2,000円の委託料が上がりますわね。その中で、実際にこの件数の取り扱いで、実際今の状況ではなかなかペイすることができない状況であって、今後の期待度が大きいということですか。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民基本台帳ネットワークシステム保守委託料に関して、87万2,000円の分ですけども、やはりこのシステムを利用なさってる方は岬町以外にやっていますので、そのシステムの不具合、いろんなトラブル、これは日本全国につながっておりますので、それで岬町の方が仮に北海道で取るということでもありますので、その分に関しましての保守料でありまして、やはり先ほど言いました件数の方が持っているということで、今この住基カードによって日本全国で取れるということで、やはり必要ということでこの分を計上させてもろてます。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 ちょっと補足でよろしいでしょうか。

委員長 はい。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 先ほどの出口議員の質問は、これで件数が少ないということで、この住基ネットシステムの利用が多くなればそれだけの使い勝手があると思うんですけども、私たちも実際にそう思ってます。ただこれは、じゃ岬町だけ使わないで済むかというたら、逆に他市町村、他の都道府県の方から岬町に欲しいということが来た場合に、うちが遮断してしまうとその方が利用できないということで、全国システムの中に一応組み込まれた形になっていきますので、確かに金額がかかっているんですけども、なかなかこれは支出の面ではちょっと経常的な経費として支出せざるを得ないというのが現状です。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。予算書の47ページから59ページをごらんください。

そのうち54ページから55ページの目、文化センター費はほかの委員会の所管でございますので除きます。

民生費について、委員の皆さん、質疑、意見ありましたらお願いいたします。

辻 下 健康ふれあいセンター費やけど、54ページ、これ酒井君のとこと思うんやけども、運営業務委託料7,200万、これは入札がいつ行われたんかね。まだこの予算で置いているのか、入札してないのか、してるのか、それだけちょっと一言。

酒井健康ふれあいセンター所長 健康ふれあいセンターの酒井でございます。

委託料7,200万円が既に入札がされたかどうかというご質問ですが、この7,200万円につきましては、指定管理候補者選定委員会の中で関西アクアティックが提案された額でございます。なお、予算書におきましては7,200万円と確定しておりますが、委託料の減額につきまして関西アクアティックと交渉を重ね、220万円の減額が図られ、初年度の委託料は6,980万円になりましたことをご報告いたします。

辻 下 6千何ぼ。

酒井健康ふれあいセンター所長 6,980万円です。

辻 下 これで決定やね。

酒井健康ふれあいセンター所長 そうということです。

委員長 入札はいつかという質問なんですけれど。

酒井健康ふれあいセンター所長 入札制度はございません。

辻 下 はい、ありがとう。

中 原 50ページと51ページにわたってご質問なんですけども、50ページの下の方で紙おむつの給付委託料が、昨年は48万で来てたみたいなんですけど、ことし36万に減ってる理由をお聞きしたいのと。

51ページの街かどデイハウスの事業の委託料が、昨年と比べて100万減ってるようなんですけど、その理由をお聞きしたいのと。

それから、もうちょっと下に行って、介護保険の関係で地域支援介護予防事業というのと、地域支援包括任意事業の事業内容をご説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。

おむつの件なんですけれども、これは予算化、昨年度の年間途中の実績なんですけれども、それで割り戻して単価を求めておりますので、去年の実績が去年の予算あるいはおととしの実績よりも下がってきているということの反映だというふうに理解しております。

四至本健康福祉課参事 健康福祉課参事の四至本です。

街かどデイハウスの現況につきましては、実質利用者が減っているということで少ないというふうな予算になっております。

それと、先ほどの出口議員の質問に対して答えさせていただいてよろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いします。

四至本健康福祉課参事 去年実績ですけれども、これにつきましては実質利用者が54名、それと開催日につきましては、月曜日、木曜日、金曜日ということで、年間144日ということになっております。1日当たりが5.35人の利用という状況でございます。

以上です。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

介護保険特別会計への繰出金につきましては、介護保険法の改正によりまして、新たに地域支援事業としまして介護予防並びに地域支援包括事業という新しい制度ができましたので、その負担分として介護保険会計へ繰り出しまして、そっちの方で新たな事業を行うという予算編成になっております。

中 原 済みません。事業内容をお答えいただければと思うんですけれども。

四至本健康福祉課参事 健康福祉課参事の四至本です。

今回の包括的支援事業の部分ですけれども、3つの事業がございます。1つはケアマネ

ジメント事業、これにつきましては、ケアマネジャーが日常的な個別指導とか相談を受けるといふ事業と、あと支援困難者に対しての指導・助言といふ事業でございます。

もう1つ、新予防給付、介護予防マネジメント事業でございます。これにつきましては、これは2つございますけれども、新予防給付の部分で、要は保健師が要支援1、今後できます要支援2の分の方につきましては、ケアプランを作成していくといふふうな事業でございます。

それと、あともう1つ、社会福祉士が総合相談事業というのがございますけれども、これにつきましては権利擁護とか虐待防止という部分で事業を展開していくという部分のものでございます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

言葉で説明するのは非常に困難な面がございますけれども、きょうお手元にカラーの「よくわかる新しい介護保険」というリーフレットを配らせていただいております。これを大きくパッと全部開いていただきましたら、4ページつながっておりますが、その左側の下の方に地域包括支援センターという囲みがございます。今、四至本が説明しましたのはこの中身の方でございます。地域包括支援センターとは市区町村が運営主体となりまして、高齢者が住みなれた地域での生活を継続できるよう総合的・包括的なマネジメントを担います。それで保健師、主任ケアマネ、社会福祉士などの職員が専門性を生かしてマネジメントを行いますよという、その内容でございますが、相談事業、支援や他の必要なサービスとの連携、介護予防ケアマネジメントの実施、包括的・継続的マネジメントの実施、また高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護と、こういうイメージでとらえていただいた方がよろしいかと思っております。

あと、そのもう少し具体的なところは、この矢印を追っていただいて、最終的にはこの一番右端の方に、一番右下になりますけれども、地域支援事業ということで、事例としまして、通所型の介護予防事業としましては、運動器の機能向上なり栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防等。特に最近課題となっております認知症の予防なり支援というふうなものがございます。それから、訪問型の介護予防といたしましても、運動器の機能向上、栄養改善等、さまざまな事業がメニューとして上がっておりますので、これを実施していくという内容で考えております。

中 原 お答え、ありがとうございます。

ちょっと確認をしたいんですけども、今度4月から介護認定の区分がふえますでしょ

う。それで、今まで要介護1やった人が、要介護1のままである人と要支援の2に移行される方が出てくるわけですね。それで、その要支援の1と要支援の2というふうに区分された中に含まれる方は、その新予防給付というところの対象になるということなんですね。

委員長 中原委員、それはちょっと条例の方で。

中 原 後でまた詳しく説明していただけるのであれば。

委員長 後で条例の方で。今の説明云々は、条例の方で出てくるとき介護保険特別の方のときに説明、それでよろしいでしょうか。

中 原 はい、そのときまたよろしくお願いします。

委員長 ほかになければ、副委員長。

川 端 済みません。何点かお聞きしたいんですけども、今回、50ページのところの報償費で、老人ホーム入所判定員謝礼6万2,000円で、これは前回なくて、今回初めて出てくるように思うんですけども、これについての内容をお尋ねしたいということと。

それと、去年は食の自立支援事業委託料、約800万から出てるのが、今回のところがついてないんです。それについて教えてほしいということと。

それで、高齢者の社会参加活動等推進事業委託料というの、この内容について、どこに委託してるのか、またどういうことかということをお教えしてほしいということと。

あと、昨年、成年後見制度の利用者支援補助金というのがついたのが、今回ついてないので、これについてと。

あと、昨年度は社会福祉協議会補助金として850万計上されてるのが、今回はそれがこの小地域ネットワーク活動事業補助金という形が、これが同じのかなと思うんですけど、それが名称が変わってるのはどうしてかなということと。一応それだけちょっと教えていただけますか。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。

これは養護老人ホームへ岬町からお1人の方が既に入所されてるんですけども、これは措置という形で入所しております。それで、この方について継続して入所するのが妥当かどうかということについて、市町村で決定をしなければなりません。今まではその判断については大阪府まででしたけれども、今回の改正によって市町村がその任を負うということになりまして、この入所判定委員会を必ず1年に1回開かなければならないということと、その委員の費用として計上いたしております。

川 端 ことしからなんですね、18年度。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 実は、判定はその前もやっておりました。町として独自にやって、それを大阪府の方に具申をすると、市町村の判断としてこういう判定が出てるということでやってたんですけども、来年度からは市町村が判断をしたらそれがもう決定になるという形になります。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

2点目の食の自立支援事業でございますが、これにつきましては町としての事業は中止する、廃止するという方向で予算編成をしております。なお、この分につきましては、町としては廃止しますけども、民間事業としては継続していただけるというふうに考えております。

それから、3点目、高齢者の社会参加活動等推進事業委託料でございますが、これは長生会さんの活動を助成して、外へ出ていただいて、またいろんな社会活動をしていただくという事業を委託するという内容でございます。

それから、成年後見制度につきましては、これは制度改正もございまして介護保険会計の方へ事業を移動しております。

それから、社協の補助金でございますけども、社協の漠とした補助金じゃなしに、議員ご指摘のとおりでございますして、小地域ネットワーク活動という具体的な事業に対して補助金を出すという考え方をとっております。

川 端 そしたら済みません、もう一回。この食の自立支援事業というのは、これは高齢者、お1人とかで暮らしてる方の配食サービスのことかなと思うんですけど、そうですか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

議員ご指摘のとおりいわゆる配食サービス、弁当の配食というサービスでございますして、原則としまして65歳以上の高齢者の方で、主として原則、単身者ということにしております。それで、現在まで実施してまいりましたのは週3回、要は週に3食ですけども、業者に委託して配っていくと。それで、その事業費の内容、1食当たり600円でございますして、そのうち400円を町が負担しております。それで、自己負担が200円ということの制度でございました。それで、今般介護保険制度の見直し、それから全般的な補助制度の見直し等もございまして、それにあわせて当町の方も事業内容を精査して予算編成を行いました。それで結果として、この事業の目的なり成果なりがよく見えてこないということもございまして、今般町としての事業は廃止するという方向で考えておりま



す。

川 端 そしたら、先ほど何かこれに代わるものを考えていると言われたかと思うんですけど、それについては。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

町として委託事業として週3回、町の負担としては400円ということになりますけども、それは廃止するというごさいます、あと引き続き民間事業者の方で配食の事業は継続していただいていだろうということ考えております。で、今までの週3回とか、それから弁当の値段にしましても、もっとバラエティーに富んで、安いものから高いものまでいろんなメニューも考えていただいて、また回数も週3食というのが適当なのかどうかも見直していただいて、民間事業者としてのノウハウを生かしていただいて、ニーズをとらまえて大いに事業を進展していただくという方向でお話し合いをしております。

それとその他、それは一般的な考え方なんですけども、あと介護保険の認定を受けておられる方につきましては、これはケアマネジャーさんのケアプランの作成が原点になりますが、例えばホームヘルパー等の活用とか、その辺の利用もしていただけるというふうに考えております。

それから、あと地域支援事業の方で、先ほどの中原委員のご質問にも関連するんですけども、地域支援事業の中で栄養改善という項目がございました。これは特定高齢者といいますが、要介護にまだならない方をピックアップしまして、栄養改善事業という中で具体的なケアプランを立てて取り組んでいくという、そういう計画もございます。

川 端 今までこの配食サービスを利用していた人、どれぐらいいるのかということもお聞きしたいことと、それと、まあ言うたら今まで結局600円の食事が200円で週に3回いただけてたのが、それがなくなるということで、やっぱり今まで利用していた人はかなり、このことでまあ言うたら困ると思うんですけど、ちょっとその辺が納得できないんですけど。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

利用者は現在で約150人でございます。それで、どういう影響があるかということになるんですけども、確かに同じような事業が継続するとして仮定した場合は、400円の週3回ですので、1,200円の負担ということになるかと思いますが、特に大きな影響はないというふうに考えております。

川 端 結局言うたら、今3月やからこの3月いっぱいはこの事業というんか、これがあって、そ

れで4月からはなくなるということなんですよ。ということですね。

古谷健康福祉課長 そうです。

川 端 そしたら、まあ言うたら3月いっぱいこの150の方が利用してて、それで4月からなくなるということで、この方たちはもう納得してるというか、にはもちろんそういうことは言ってるんでしょ。今利用されてる方には。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

これ、弁当を持って行っていただく業者がおりますので、お1人お1人に現在お知らせを作成しております、この3月中に、全戸を週3回回っていくわけがございますから、お1人ずつこの事業が4月以降廃止するということをまずお伝えするということがございます。その中で継続して民間のサービス事業を受けられる方は民間企業の方へ申し込んでいただくということで引き継いでいきたいというふうに考えております。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。補足説明させていただきます。

特に今回、いわゆる食事の経費についてどのように考えるのかということが一番大きな問題だと思います。ご存じのように昨年の10月から施設入所者につきましては食費は個人負担になったという経過があります。で、この食の自立支援事業につきましても、僕らといいますか、その食の自立支援、もともと配食サービスというのは栄養指導というよりも最初のうちは安否確認というのが非常に重点的に、弁当を届ける、そこで元気を確認するという作業が非常に大きな重点を占めていたと思います。で、もちろん受け取ってくださる受け取り側の高齢者については、安い料金で弁当を配ってくれるという、そういう気持ちがあったと思うんですけども、やはり自分が食べる食費については一応原則として個人負担をお願いしていくということで、ただし高齢者の中にも栄養指導をきちんとやらないと介護度がどんどん高まっていったり、あるいは今は介護認定ではないけれども、このままいったら内臓関係が悪くなるとか、そういう方もおられますので、その方に対しての栄養指導というものは、また食の自立支援という形で地域支援事業の中でやっていくという形になります。だから、ことしの3月まで行われてきた食の自立支援、配食サービスというのは一応リセットしたいということでもあります。

以上です。

川 端 確かにいろんな施設に入ってる人は、ホテルコストは自己負担でということと言われることはわかるんですけども、現実には今までより負担がふえるということで、そう言うたらホテルコストもふえるから平等というたら平等、公平というたら公平なんやけども、その辺

が皆さんに周知徹底するというのがすごく厳しいかなというふうに思うんです。また、本当にそれこそ、この制度を利用したいから申し込み用紙をもらってきてほしいというて仲介した方が何人か私もいてるので、非常に大変やなというのが自分の実感なんですけども、また何か自立支援をもっともっと、皆さん自立できるように何かいい自立支援があったらまた考えていただくということで、ここではそれを要望ということにしておきます。

それとあと、成年後見制度で、どれぐらい利用者があるかというんか、それをあとお聞きしたいということ。

それで、民生費でもう1つちょっとお尋ねしたことがあったんですけども、去年まであったいろんな形の障害者とか、また母子家庭とかのそういう見舞金とか激励金というのが今回なくなりますね。それで、行政の方でなくなるんやけども、社会福祉協議会の方で、ひとり親家庭義務教育入学祝い金という、その制度があるらしいんです。それが回覧板で回るだけで、その周知の期間も短いという、申し込み期間も短いということで漏れるという方があるので、その方たちにせっかくこうしたいいいことをしてあげる、善意でしてあげるんやから、やっぱりその人たち、対象になる方が全員申し込めれるように何か配慮してあげてほしいということ、また行政の方からちょっと言うてあげてほしいなと思うんですけども。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

成年後見制度の利用状況でございますけども、17年度は1件でございました。ただ、相談なり当方で把握なりしている問題事例も2～3ございますので、この点、来年度以降、成年後見制度の拡充なりその辺を図っていく必要があるというふうに考えております。力を入れるべき分野やなど、認知症対策等もございますので、またいろんな悪質な業者もあるようでございますので、その辺、これは力を入れるべき分野やというふうに思っております。

それから、2点目でございますが、確かに福祉金条例も今年度で終了ということで、福祉金の支給はもうなくなります。それで、議員ご指摘のひとり親家庭を対象にした入学祝い金の支給でございますが、これは社協さんが独自の財源で独自の事業をされておるということで認識しております。ただ、ご指摘のように回覧板を回して、それから申し込み期日まで非常に短い期間を設定されておるようでございますので、このやり方、事業の中身については当方は別に財源も出しておりませんので、口出しするのはいかなものかというふうに考えておるんですけども、事務の進め方等については今後も社協さんとは打ち合

わせする機会がございますので、そういう機会をとらまえまして打ち合わせなりはさせていただきますか。いいかなというふうに考えております。

川 端 よろしく申し上げます。

あと、済みません。もう一回成年後見制度なんですけども、やっぱりこういう制度があるということを知らない方も多いと思うんです。それで、やっぱりその辺の、またこういうことがあるんです、大いに利用してください、先ほども言われた悪徳業者とかそういうときにこういうことも相談したらいいんですよとか何とか、そういう周知をもっとしてほしいなということ、要望ということにしておきます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

成年後見制度につきまして一言申し漏れたことがございます。高齢者の成年後見制度につきましては、介護保険事業の方で地域支援事業なりでやっていくということでございます。で、その他、知的障害なり一般福祉対策としましては、社会福祉総務費の方で予算化しておりまして、高齢者に限らず判断に問題があるというふうな方については成年後見制度を拡充していくべきやというふうに考えております。議員ご指摘の点を踏まえましてPRに努めたいというふうに考えます。

委員長 ほかに。

中 原 1つだけ確認させていただきたいんですけども、先ほどの配食サービスの廃止の件で、結局現段階では説明している途中ということで、合意は得られていないということと、実態把握もされていないということによろしいですか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

これから各利用者とその制度の、事業の廃止をお伝えしていくという段階でございます。

委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

酒井健康ふれあいセンター所長 健康ふれあいセンターの酒井です。1件ご紹介したい件がありますので、よろしいでしょうか。

委員長 はい。

酒井健康ふれあいセンター所長 健康ふれあいセンターの委託料に含まない部分で、指定管理者が

らの提案が1つございました。自己資金におきまして200万円を計上しており、用途については、当センターを岬町の防災施設の1つとして役割を担うための資金で、地震、災害や水不足などに活用できるプール水を飲料水に変換する緊急浄水装置を購入するものでございます。常にプール水が400トン貯水しており、緊急浄水装置により400トンの飲料水が確保されたこととなります。

以上です。

委員長 そういうことで報告がございましたので。

辻 下 了解。

委員長 では、続いて衛生費に入ります。予算書59ページ、休憩はお昼までちょっと待ってください。きょうは案件が多いもので、済みません。59ページから67ページをごらんください。これが終わったら休憩に入ります。

委員の方、質疑、意見ございませんか。委員の皆さん、いかがでしょうか。

辻 下 委託料の件ですけどね、平成16年、17年、18年とずうっと見ていったら大分安うなってるということ、わかるわね。これについて各業者と、そない言うて仕事を減らすわけじゃないんやから、どういう話し合いでチェックしたかということをごちょっと聞かしてほしいのと、この事業民生でかかる委託料について全体的にどれだけ、何%カットできたかと、金額にして大体どのくらいカットできたということは各担当課でわかりませんか。その点ちょっとわかれば聞かしてほしいんやけど。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。

まず1点目の委託契約に係る委託金の軽減という形で、この間ずうっとやってきましたけども、やはり今の町の財政事情からいって、非常にぎりぎりの予算でやらざるを得ないということで、各種団体の補助金も削ってきたと、それで町の人件費も削ってきた。あらゆる面で削減の努力をするということで、その委託業者についてもその点を十分理解いただいてご協力をお願いするという形で、この間ずうっと毎年下げてきたというのが実態でございます。

それから、関係課あるいは関係部としてトータルでどの程度の効果があったのかということについてはちょっと今手元で資料がありません。それで、最終的な町全体の効果として財政の方が一応トータルとしての把握はしてるというふうには考えますけれども、今具体的な数字はこの場ではちょっと出せないということをご了承いただきたいと思います。

辻 下 了解。

委員長 ほかに。

岡本 本当にしょうもないことやけども、金がちょっとかかるんで、きょう家を出るときに近所の奥さんにちょっと頼まれたんですけど、この正しいごみの分け方、出し方、これを何とかラミネートしてくれへんかと、そういうような注文があったので、それは各個人でやったらどうですかと僕は町の代わりに返事したんやけども、ラミネートを持ってる方もいてるんでね、そういう方に頼んだらどうですかと言ったけど、きょうはそういう委員会があるんで一応言うときますということで来てるんで、ちょっと町の考え方を教えて。また返事せないかんから。じき破れて、どっかへ飛んでしまうんやて。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。

お気持ちはよくわかります。ラミネートでやった方が非常に長持ちするという。ただ、その分を町で負担するということは現実的には、まあ一たんその検討はしますけども、不可能に近いということをご了解いただきたいと思います。

辻下 議事進行。

委員長 済みません、私の方から。副委員長どうぞ。

川端 済みません。1つ、61ページの火葬場費のところの行旅死亡人の供養料なんですけどもね。亡くなられて、お葬式というか火葬してあげて、そしたらお骨はどこで保管というたらいいのかな。供養とか処理委託料とかとなってるんですけども、後のお骨をどこで預かると言うたらいいのかな。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本です。

行旅死亡人の方のお骨の件でしたら、深日の墓地のところに納骨堂がありますので、そこで納骨させて、保管させてもろております。

川端 そしたらね、例えば岬町の中でも1人暮らしの人も多くて、1人で暮らしていて、全然連絡先のない、身内のないとかという方もいらっしゃる。そういう方が亡くなったときにはそういう扱いになるんですか。お葬式だけはやっぱり近所の人たちでしてあげる場合もあるかと思うんですよね。福祉の力も借りながら。そのお葬式が終わった後のお骨についてですね。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本です。

先ほど言われていた1人暮らしの方、この行旅に関しましては法的に決まっている、行旅の人とはこういう人やということで、その人の納骨はしておりますけども、1人暮らしの方で身内がないのでというのが、今までそういうケースがないので。

川 端 今まで、ないですか。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 はい。今まではだれか、火葬届にしる何にしるだれかの方が来て届け人になっていただいて、それで届け人もないと健康の担当課長が届け人とする分を行旅という、法律にのっとってやっておりますので、この納骨に関しては今まで経験というんですか、私の記憶にはございません。よろしいですか。

川 端 まあ、今までには例がないということでしょうけども、今後そういうことも想定されるかと思うんです。全然身寄りがなく、そういう方が亡くなったときに、隣組でお葬式だけは何とかしても、あとお骨の管理をどうしようかということもまた出てくるかと思しますので、やっぱりその辺、そういうときにはこうということもまた考えておいてほしいなと思います。もうこれはそれ以上、私言いませんけど。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようなので、衛生費の質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開は1時といたします。よろしく。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

マイクをなるべく近づけて答弁されるようお願いいたします。

それでは、続きまして農林水産費に入ります。予算書67ページから70ページをらんください。

委員の方、質疑、意見ございませんか。

これは田島議員の方からだったですかね、このイノシシの分は。

松永事業部長兼事業課長 本会議で資料要求がありました有害鳥獣の捕獲状況ということで、A4・1枚もの、横長のものを配付させていただいております。16年度合計が109、17年度につきましては、ちょっと年度では区切りにくいんですけども、16年度というても5月ぐらいまで数字が入っておりまして、17年度についてはまだ2月の15日現在の数字でございますので、81ということでございますが、まだ2月から3、4、5という3

カ月ぐらいありますので、同程度のイノシシが捕獲されるであろうという可能性があります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ほかに委員の方、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、農林水産業費についての質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。予算書70ページから72ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

福 田 ちょっと確認ですけども、72ページの19、負担金、ここの地域活性化イベント町負担金ということで182万出てるんですけども、これは大阪マリンフェスティバルのイベント開催費とっていいんですか。

大山地域振興課長 地域振興課、大山です。

福田議員言われるとおり、夏のマリンフェスティバルの経費になっております。

福 田 ことしはワールドがなくなるということをごちゃっと聞いたんですけど、その辺ちょっと確認したいんですけども。それとあわせて、花火大会はことしやるんかというのをよく聞かれるのやけども、それもあわせて、ちょっと答えてほしい。

大山地域振興課長 地域振興課、大山です。

日本バレーボール協会の方から、スポンサーが見つからないということで、18年度の女子ワールド大会を辞退させてもらいますということがファックスで入りまして、事務局長さんも町の方へ報告に参ってきております。それで、花火大会の件につきましてはまだ決まってないんですけども、また追々。

松永事業部長兼事業課長 ちょっと補足説明させていただきます。

ワールドにつきましては、今も大山が説明させていただきましたように、2,000万円毎年赤字を出しております、その分を過去、去年、おとし、さきおとしについては日本バレーボール協会がかぶっていたと。それで、去年はいろいろとありましたんですが、結局かなり圧縮した分で、2,000万もいってないんですけど、バレーボール協会がかぶるような形になった。それで、ことしについては、とてもじゃないけども、4年目ということになりまして、スポンサーを見つけられないので、一応辞退して、休止と。スポンサーがつくようになったらまた再開したいというような形で、FIVBの方へは申し添えてあるというふう聞いております。ただし、ジャパンレディーズについては開催され



る予定で、ただし開催日は普通8月の第1週でしたんですが、ちょっと日程の都合上第2週になる、お盆にちょっとかかるかもしれません。第2週になる可能性があるというふうな話を聞いております。ただし、ジャパンレディースと一般参加の部ですね、あれはことしもやりたいというふうに聞いております。

それと、花火大会につきましては、これもまた協賛金を出していただいてずっとやってたんですが、実質的には協賛金が年々減少しまして、大きな出資口だった関電さんがもう出せないというお話もございまして、とてもじゃないけど、協賛金だけで打ち上げてる状況ではもうなくなってきました。それで、税金を投入してまで花火を打ち上げるというのは、もうこの時世に、皆様に痛みを分かち合うていただかないかんという時期に、花火でそれをまた打ち上げるというようなことになりますとちょっと問題があるやろということで、今のところ中止をせざるを得ないんじゃないかという方向で進んでおります。

以上でございます。

福 田 ワールドのこれは、岬町をやめてよそへ行くということはないわけやな。ワールドはもう全面的に国内ではやらないということやね。そこだけちょっと。先に入る前に。

松永事業部長兼事業課長 ワールドは以前、風評の中では岬町をやめて東京へ行くでとかいう話があったんですけど、日本バレーボール協会が手を引くという形で、今は休止という形になっているということを知っております。

福 田 花火の件やけども、例えば僕とこへ言ってきてくれてる人が、ぜひやってほしいという声が多いわけですよ。それで、予算もつかないし寄附も集まらないと、こういう理由でってざっぱに話しして、難しいんと違いますかということで説明もしてるんけども、例えば折衷案で、里海公園でやってるということは阪南市側からもよく見えるわけやね。逆に言えば箱の浦の方がよう見えるかもわかれへん。だから、阪南市と共同で寄附を集めてという、こういう折衷案で一遍考えてみたらどうかという意見も出てきたんやけどね。その辺を阪南市と共同で開催するという手は考えられるのかできないのか、その辺最後に。

松永事業部長兼事業課長 その件も、阪南市の観光課長に話をしまして、市長と一遍相談してくれということで話をしましたら、答えはノーでございました。阪南市は、向こうはマリンのときにジュニアのバレーボールをやってまして、それを協賛金を集めて、今までマリンと一緒にやっていたという経過がありまして、これ以上金を集めるというのはとてもじゃないけど無理やということと、あと花火のときに、去年はたまたま阪南市域の海水浴場も開放しまして、出口を2カ所にしてという話でやったんですが、阪南市の漁業組合さんが向

こうをやってるんですけども、車をはくのに大変なことになって、もう来年からはせえへんぞというふうなこともあって、阪南市側は非常に非協力的な感じでした。話を聞きますともう全然話にならなかったの、今のところちょっと。岬町単独でやるとまた、今までは岬町単独ですと里海公園と海風館の方と2本あけてたんですけど、あれも非常に危険ですし、警備もものすごい、もうちょっと金をかけないと無理なことにもなってきますし、それで、りんくうとかあの辺がもうなくなってきてますので、ものすごい、国道自体が尾崎から和歌山まで込んでしまって動かなくなるような状況になっていまして、そのあたりも含めても警察も難儀やなあというような話が出てまして、今のところ非常に、経費的な面も含めまして難しいんじゃないかというふうに考えています。

委員長 ほかにございませんか。

中 原 72ページの真ん中あたりの棧橋改造工事というのと用地買収費というのは海釣り公園に係る予算化なんでしょうか。

大山地域振興課長 地域振興課の大山です。

工事請負費の棧橋改造工事は海釣り公園の棧橋改造費と、それから用地買収はそれに伴う、用地買収に伴う財産購入費です。

以上です。

中 原 ありがとうございます。

1点だけ確認をしたいんですけども、きのう全員協議会の中でも話が出まして、この後また条例のところにもあるので、どこまで話をここでしていいのかわからないんですけども、新聞記事の事実関係のところだけ確認させていただきたいんですけども、今のところちょっと一部の方で反発されている方もおられるという情報があって、合意は得られていないような印象だったんですけども、引き続き理解してもらえるように働きかけていくという段階というのは間違いございませんか。

亀崎まちづくり推進室長 まちづくりの亀崎です。

地権者との交渉については、現在我々粘り強く、理解を得るために大阪府土地開発公社、大阪府とともども今現在交渉に当たっております。それで、大半の方はご理解いただいたと。それであと数名、数名というか若干の地権者の方が、条件面でいろんな不安な面があるということで、意見として我々は聞いております。その辺我々、採算性とかいろいろご理解いただくために資料提出等を行ってご理解を得るように粘り強く頑張っていきたいと考えています。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、商工費についての質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。予算書72ページから79ページをごらんください。

質疑、意見ありましたらお願いいたします。

土木費について委員の皆さん、ございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、土木費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。予算書79ページから81ページをごらんください。質疑、意見ございませんか。

辻 下 ご苦労やってくれてる岬町の消防団員ね、これ毎年、阪南市と比較して岬町は人員を下げているという話やけども、今現在団員は何名いてるんですか。去年に比べてことし。ことしはまだ間がないけども、どれだけ減ってるのかな。

亀崎まちづくり推進室長 消防団員の数は現在121名でございます。それで計画どおり、平成20年については阪南市に合わせる108名にしていきたいと、計画的にやっております。以上です。

辻 下 これ、目標は平成20年で。

亀崎まちづくり推進室長 はい、目標は20年で大体108名分ぐらいにしていきたいと。

辻 下 それで阪南市と。

亀崎まちづくり推進室長 大体同等。

辻 下 同等になるぐらい。はい、ありがとう。

委員長 ほかに。

岡 本 消火栓の問題で、多奈川地区、特に箱はあるんやけど中がないとか、それからホースがあってもズタズタで、火事が出た場合に間に合わないで、区長さんに聞いたら、点検はしたんやけどもということで、いつごろ申し入れやってもらえるんか。その辺ちょっとめんどだけ教えてほしいなど。

亀崎まちづくり推進室長 消防の格納庫及びホースのセットは、これは自治区管理になっておりまして、自治区の経費で購入する予定になっております。それは町で購入して渡すのではなくて、各自治区単位で補給なり補充するなりするようになっております。それで、私が聞く

ところによりますと、多奈川財産区にお願いして、多奈川地区が自治区長会として要望されて、財産区費用で購入予定やという話はちょっと耳にしております。

以上です。

委員長 ほかに。

岡 本 死者が絶対出るんですよ、最近の新聞報道とかテレビの報道で見たらね。ですから、やっぱり初期消火せんことには被害が絶対出るんでね。こんなん自治区任せでいけるもんかどうかというのをちょっと検討していただきたいなと、このように思います。

委員長 要望でよろしいでしょうか。

岡 本 はい、要望で結構です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、亀崎室長の方から、化学消防車を売却したの、ここには載ってこないですけど、報告はどうか、聞いてますか。

亀崎まちづくり推進室長 消防署の方で。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、消防費についての質疑を終わります。

続いて、債務負担行為に入ります。予算書の10ページ、健康ふれあいセンター運営事業をごらんください。

質疑ございますか。

大きな分の10ページ、第2表・債務負担行為というところなんですけれども、この2つあるうちの健康ふれあいセンター運営事業、平成22年度、これは2億8,600万か、についての件でご質問のある方。

中 原 済みません。きのう、もしかして説明があったような気もするんですけど、中身の説明をしていただけますか。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。

これは先ほど、午前中にも説明させていただきましたけれども、健康ふれあいセンターの指定管理者制度によって、指定管理者を12月議会で、関西アクアティックというふうに決定をして、それでことしの4月から運営を全面的に関西アクアティックにやってもらうということになっております。それで、一応5カ年計画という契約をしようとしており

ますので、その債務負担行為として合計で2億8,600万円を計上いたしております。計算式は、これはあくまでも予算上ですので、来年度7,200万円、それ以降50万円ずつ下げていくという計算になっております。ただし、午前中説明しましたように、その後、来年度の契約額は幾らにしようかということで、一応6,980万円からスタートするという形になりますので、現実的な決算額はこれよりも少なくなってくるという予定を立てております。

以上です。

中 原 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

岡 本 僕は最近あこをよう利用してるんですけどね、今のままやったら当然赤字になると思います。というのは、平日なんか行ったら、僕はプールを使うてないんやけど、ふるの方だけやけども、もうお客さんが全然少ないですよ。その中でやっぱり料金を、まあ使用してる方に怒られるかもわからんけど、使用料金をちょっと考えないかんの違うかなと。特に高齢者、それから身体障害者の方なんか、毎日入りに行ったら15円ぐらいになるらしいです。僕は120円払うてまっせ、高齢者やから。そやからそこらあたり、ちょっと見直しの必要があるん違うんかなと。結局委託することによって、当然業者はもうけないかんし、サービスの低下というのは絶対来ると思うんですよ。そやからそこらあたり町の方で指導できるんかできへんのか、そんな考えがあるんかないんか、一回担当の方の答弁を聞きたいなと。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。

健康ふれあいセンターの使用料につきましては、岬町の条例決定事項になっておりまして、条例で決定するようになっております。それで、おっしゃるように単発の例えばプール使用料なりは、他の施設と比べて高くもありません。もっと安いところもありますので、610円ですから妥当な使用料ではないかというふうに思っております。それで、おふるは公衆浴場の統制令で定められてますので、その金額で決定しておりますので、それ以上に上げることもできないし、それ以下に下げるということになったら収入が減りますので、それを守りたいと。

問題の会員制度の会費の件なんですけれども、これは確かに安いということで、去年の9月議会で、それまでよりも1.5倍の金額で改定をしたところなんです。それで、ことしの4月からその1.5倍、上限いっぱいまでの金額改定をする予定です。それでもなお他市町村

と比べて、特にふるの会員制というのはあまりないところですので、そこら辺は引き続き検討していったら、値上げというところになればまた条例改正案のところでも提案していきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、債務負担行為についての質疑を終わります。

以上で、一般会計についての質疑を終了いたします。

続きまして、討論を行います。討論ございませんか。

中 原 午前中の話にも出たんですけども、配食サービスに関する話のところ、これから周知していくという段階やということをお返事いただいたんですけども、とても今の段階で合意はおろか実態把握もしておられないということで、そのサービスがなくなったら実際サービスを利用されてる方がどんな負担になっていくのかとか、そういう住民に対する負担の実態も調べてもないし、合意もとても得ていないという部分ですとか、あと、先ほど聞かしていただいたんですけども、これは後で条例にもかかわるのであれですけど、海釣り棧橋のところ、今の段階で引き続き粘り強く理解を求めていくというお話でしたけれども、その件についても合意は得られていないということは、人数は約1名と言われていましたけれども、お1人であれ何人であれ合意は得られていないということで、今のそういう段階でこういう形で予算化するということが自体が問題なのではないかなと思いますので、とても賛成しかねるなということを思っています。

以上です。

福 田 今の中原議員のは反対。

委員長 反対。

福 田 条件つきでないんですか。ほかはええけど、一応反対か賛成かということやから、反対ということで、ちょっと。今の海釣り棧橋の件に関して、あとで条例制定の件もありますけども、ここで予算が上がってきてますので、どうしても私も時期尚早じゃないかなという考えを持っています、基本的には。だから賛成か反対かと言われればとりあえず反対ということで意見を申し述べておきます。

委員長 ほかにございませんか。

出 口 今の海釣り公園の件ですけどね。これは後で。

委員長 賛成か反対か、どちらか。

出 口 賛成の。

委員長 はい、賛成の討論。

出 口 いろいろ議論が出ましたけども、今岡本議員の方もピアッツァ5、それは今なかなか集客力がないという形なので、私も実は前にもお話ししましたけども、やはりピアッツァ5の集客力を集めるためには、やはり対となって、海釣り公園を誘致することによって観光客がまたよりふえてくるであろうと。それによってプラスの面もあるんじゃないかということで、賛成です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第6号のうち、事業民生委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

続いて、案件5、議案第8号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、議題といたします。

本件については、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、予算書の119ページから145ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中 原 127ページの基金積立金の項目があるんですけども、この基金の残高を教えていただきたいのが1点と。

128ページの上から3つ目のところ、滞納のことが書いてあるんですけども、現在どうかな、発行しているかわからないですけど、資格者証を発行されてるかどうかということと、短期保険証を発行されているようでしたら、割合とか人数とかを教えていただきたいなと思います。

以上2点、とりあえずお願いします。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

まず1点目の基金積立金について、今現在、基金残は約7,200万円でございます。

2点目の滞納繰越の関係で、資格証を発行しているかということですが、岬町では現在資格証は発行しておりません。それで、短期証の発行はしております。ちょっとはつきりした数字はつかんでないんですけども、約100件ほど発行しております。

以上です。

中原 お答えありがとうございます。今、基金の積立金の残高が7,200万ぐらいというふうにお答えいただいたんですけども、それは近隣の市町村なんかの水準と比べていかがですか。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

近隣の市町村と比べまして、まだ若干多いとは思いますが。

中原 ありがとうございます。話はちょっと変わるんですけども、今回の予算化の中で住民負担がふえているというか、そういう形で反映された予算になっているのかどうか、お答えください。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

ちょっと言われてる住民負担がふえてるというのは、保険料のことを指してるんですか。この予算上では昨年度よりも約2割弱、保険料は上がるというふうになっております。それで、毎年そうなんですけども、基金が7,200万ほどありますので、それを賦課するときに投入して、毎年保険料の軽減を図るためにやっております。

中原 済みません。ちょっと今のはよくわからなくて、結果的に2割弱ふえているという、済みません、もう一度お願いします。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 今、予算上では基金繰り入れを組んでおりませんので、別でその7,200万という数字があります。それで、保険料を賦課するときにその基金から繰り入れて、予算上繰り入れて、何ぼになるかわかりませんが、その持つてる基金から繰り入れて保険料の急激な伸びにならないようにやっていくということです。よろしいですか。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 ちょっと補足します。住民福祉部の芦田です。

国民健康保険料の算定は、毎年、税の状況が決まってから決めるんです。ですから、町民税が6月にわかりますので、それから所得割等がありますので、決めると。ですから、



ここでは一応予算取りとしては、医療費の伸び等でこれだけ歳出が要するということから逆算をして、住民負担がこれだけの総額がかかるという形でしか今予算を組めてないわけです。ですから、ことしの6月ぐらいになりましたら、それを資産割なり所得割なりして行って、実際の費用がどのぐらいかかるかを出して、これで基金から幾ばくかの投入をして、どの程度下げるのかということ、幾つかのパターンを考えて決定をするということになります。それで、今現在のこの予算の中では基金を繰り入れるとかいう形では計算はしてありません。

中 原 そしたら、基金を繰り入れる予定があるということですか。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

基金についてはここもう4～5年、ずっと繰り入れはしております。そのまま基金が底をつけば、岬町はまだ大阪府下でもトップクラスの医療費になっております。それがそのまま今部長が言われたように反映すれば、非常に高い保険料にしてはね返ってきます。それを軽減するために段階的にするために、基金を毎年ある程度、幾らかはわかりませんが、投入して、保険料を一気にはね上がらないようにしております。

委員長 わかりましたか。

中 原 わかりました。済みません。たびたび何度もやりとりして。

急激な負担にはね上がらないようにということは、急激じゃないけども、負担にはなるということでしょうか。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

もともと保険料の仕組みというのは、歳出で医療費、その年に予測される医療費、皆さんがお使いになる、その分から歳入で国・府の入ってくる補助金等を差し引いた分を保険料として皆さんにいただくというのが原点です。それは当然、医療費が上がればその分、補助金も若干は上がりますけども、その差はどんどん開いてきますので、その分を皆さんに払っていただくということになれば、医療費をたくさん使えば当然保険料が上がるという仕組みになっております。

川 端 ちょっと関連して、よろしいですか。

委員長 はい。

川 端 結局まあ言うたら、もうしばらくしたら各それぞれの国民健康保険に入ってる人たちに、あなたの医療費はことしはこれだけですよというのが、もう何カ月かしたら通知が来るんですけども、今回は大体、去年に比べて上がるという予想があるということととらえたら

いいんですね。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 この予算書にも出てるように医療費は当然上がっておりますので、普通に純粹に計算すれば上がるとしか答えようがございません。

川 端 所得が去年と変わらない人も今回は多分上がるやろうって想定してたらしいということですよね。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 はい。

川 端 普通は所得が上がったら必ず上がってくるやろけども、それだけ言うたら岬町は医療費をたくさん使ってるということで、それぞれの個人負担も今回はちょっとあるやろう、プラスアルファがあるやろうというふうにとらえたらいいんですね。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 はい。

川 端 そこで、とにかくやっぱり皆さんが健康でいてくれたら、それぞれ医療費も使わなかったらまた負担も減るので、何とか皆さん健康でという健康づくりを進めるというところが、言うたらこの医療制度の抜本改革かなと私は思うし、ずっと言ってるんですけども、その辺でまだまだ住民さんの中には、例えば今回また医療費の、あなたの医療費はこれだけですよって通知が来たときに、住民さんのとらえ方として、ああ、医療費が上がってるのは岬町の財政が厳しいから医療費が上がって私らに負担が来てるんやって、そうとらえる住民さんも何人かいらっしゃると思うんですね。そういう方に私は個々に、そう言われたときには、いや、この医療費というのは、先ほどからも担当者に説明していただいたように、岬町の医療費がこれだけ要ったら、そのうち国の負担、府の負担、町の負担、あと残りをみんな保険に入ってる人たちで払うから、医療費が少なかったら私たちもそれだけ負担が少ないので、皆さん健康であつたらそれぞれ個々に負担する額が少なくて済むんですよって、言われるたんびに言うんですけども、それをいろんなあらゆる場所で、医療費にしても介護保険料にしても、みんなが健康に努めたら自分たちの負担するのは少なくて済むということ、いろんなところで私、啓発していかなあかんと思うんです。いろんな場所ですね。ただ書面で医療費の負担はこうなってますよではなかなかわからないので、とにかくあらゆる場所で、皆さんの医療費の決まる金額は、皆さんが医療費をあまり使わなかったら安くなるんですよというのを、それを常に啓発して、それぞれの中で認識してもらい意識してもらう中に、それぞれが健康に気をつけて医療費もちょっとずつ減っていくん違うんかなと、私はそれを思うんです。そやから、行政の方もずっとそれはしてくれてるんやけども、それをもっとさらにいろんな各種団体のいろんな集まりの中で、常にそれを

何か言っていけるという、啓発していけるというふうにしていかなあかんと違うかなと私は思うんですけど。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

今議員が言われるように、保険料の仕組みについては今こういう形で、保険料は町の財政が厳しいからとかそういう意味じゃなしに、保険料のもともとの仕組みというのを書いて、年2回被保険者あて、約8,000人ですけども、の方々に送付しております。それで、ポスターの掲示も、保険年金課の前のところとかには掲示はしております。あと、病院とかはちょっと見てないんですけども、うちでできるだけのことはさせていただいてるつもりなんですけども。それで、今言われたあなたが使った医療費というの、うちの方で年6回通知もさせていただいております。その保険料を決定するのが、7月の中旬ぐらいに保険料決定というので通知が行くんですけども、そのとき住民さんから電話がかかってくるのは、やっぱり保険料のことで、高くなったなあというので、その電話でも1月に大体300件ぐらい苦情の電話というのがあります。それでも言うのは同じことで、町のお金は関係なしに、医療費が高くなったという説明はさせていただいております。その文書を入れて、電話でも言うてという、2回、3回という形で。

川 端 それはわかるんです。努力されてるのはわかるけども、それでもなおかつ、わかっていただけないので、それをさらにやっぱりわかっていただいいていかなあかんと思うんです。そやから、例えばいろんなお年寄りの人が集まって健康診断、何というのかな、保健所の方が見えて血圧診断したりとかね、例えばそういういろんな場所があると思うんです。そういうところでも一言医療費の仕組みをちょっと話ししてもらおうとかね。だから、そういう機会をどんどん、どんどん、皆さんがわかってくれるまで根強くやっていくということが私は大事かなと思うんです。

もう要望にしておきます。

出 口 ちょっとお教え願いますか。私もちょっとわかりかねますんやけども、今の岬町の状況の中で高齢化がだんだん進んでおるということは、もうこれから先、毎年毎年上がっていくことは目に見えてますわな。目に見えてますね。そういう中で、今特に川端議員がおっしゃった中で、病気の内容の中で、特に比率を高く占めているのが岬町の場合はC型肝炎が挙げられ、高額医療の方が多くなってくると思います。C型肝炎について、助成の対象となるような特別な疾病としての指定や位置づけというのは望めないんですか。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

今言われておりますC型肝炎についてですけれども、保険法上で特定疾患とか特定疾病という言葉である中ではC型肝炎というのは入っておりません。パーキンソン病とかH I Vとか、そういう特殊な、まだ国が開発途上の病気についてですけれども、それは医療費が限度額、月に1万円ですけれども、1万円だけ支払ったらあとは全然要らないという形になっております。C型肝炎についてはそういうふうにはなっておりません。

それで、補足なんですけれども、将来的に岬町はご存じのように高齢化されてきて、もう保険料がものすごく高くなってくると。で、平成20年をめぐりに大阪府下で広域連合という形で後期高齢者、75歳以上ですけれども、75歳以上の広域連合の連合体をつくって、そこで大阪府下全部の老人の保険料を決定しようというふうな仕組みを今検討中です。それは各市町村が負担金なり出して、広域連合として1つの事務としてやっていこうと。それが平成20年4月1日からで、平成18年には広域連合を組織するというふうな仕組みになっております。

出 口 ありがとうございます。その中で今現在、端的に物を言うて申しわけないんですけども、岬町もC型肝炎に関しては特にいろんなご指導を願ってます。そういう中で、もう1つ私感じたことは、私もC型なんです。そういうようなことでインターフェロンを投与しますと高額なお金がかかってきますわね。そういう中で、もう少し町の方も考え願って、インターフェロンを打つ前にミノファージェンとか、そういう形で各自が小さな病院で毎日、隔日にミノファージェンを打ってるわけですけれども、その辺の中で高額医療のかかる前にもう少し町の方でも、医療費はかかると思うんだけど、ミノファージェンを打つことによってその医療費が削減されるんだったら、ミノファージェンの代金の一部を町でも幾らか負担をしてあげたらその高額な部分が多少抑えられるんじゃないかなというふうな気もするんですけどね。また、その辺も1つの中で検討課題として要望しておきますので、よろしく願います。

委員長 要望でよろしいでしょうか。

出 口 はい。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

中 原 先ほどいろいろとお答えいただいたんですけども、ちょっとまだ疑念がありまして。

委員長 反対討論ですか。

中 原 どちらでもない。済みません。この場での態度表明を控えさせていただきます。本会議の場で態度表明したいと思います。

委員長 討論をするときは、賛成討論か反対討論か。

副委員長 今のは討論と違うんですか。

中 原 違います。

委員長 それでは、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第8号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件6、議案第9号「平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、議題といたします。

本件については、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、予算書の146ページから155ページをごらんください。

質疑、意見がございましたらお願いいたします。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第9号「平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件7、議案第10号「平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、議題といたします。

本件については、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、担当者からの説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、予算書の156ページから180ページをごらんください。

質疑、意見ございましたらお願いいたします。

岡本 この下水道の進捗状況というんですか、きょうこの岬町下水道計画図、汚水ということで、この色塗りのあれをもらってるんですけども、私の住んでるところ、真っ白けですね。これはちょっと行政の差別と違うのかなと。それは予算の関係で順番があるんやとは思いますが、ひとつこれ、岬町全体に回ってくるのはいつごろになるのか、見通しというんですか、そういう説明をいただきたいなと、このように思います。

末原上下水道部長兼水道課長 上下水道部の末原でございます。

今回お配りさしていただいております報告図面については、最終報告の中で、今回の委員会の最後の方で公共下水道整備について、その他の項目で報告する予定にはなっております。その中で、概略的な話をしますと、今のペースで進んでいきますとこの区域については今公表しているのは平成40年が目標ということで、平成40年とは言いますけれども、現在その下水道については非常にお金がかかるということで、ちょっとペースダウンの計画になっております。詳しくはまたその他の項目で詳しく説明していきたいと思っております。

委員長 岡本委員、後でまたありますので、そのときに部長の方からの説明があります。そのときにまた質問をお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 よろしいでしょうか。

なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第10号「平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致であります。よって、議案第10号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件8、議案第11号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、議題といたします。

本件について、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、181ページから201ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見がございましたらお願いいたします。

中 原 済みません。184ページの歳出のところでの事業内容を教えていただきたいんですけども、1番の漁業集落の事業費が昨年に比べて結構大きくなってるんですけども、どんな事業なのか、ちょっとお話しいただきたいと思います。

末原上下水道部長兼水道課長 上下水道部の末原でございます。

ちょっと概略の方を説明させていただきますと、漁業集落排水といいますのは、小島地区の排水の処理を行う工事でございます。工事については、18、19、20の3カ年で完成させる予定をしております。それと、昨年度に比べて事業費がふえているといいますのは、昨年度につきましては設計、処理場の設計並びに管の埋設の設計を行いました。18年度につきましては面整備ということで、地区の約半分ぐらいを面整備を行うと。面整備といいますと道路の中に排水管を埋める。それに伴って水道も移設する。道路もきれいにする。この工事を行いますので、金額の比較という面ではちょっと対象にはならないのではないかと考えております。

以上です。

中 原 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第11号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致であります。よって、議案第11号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。 暫時休憩いたします。

再開は2時10分の予定でございます。

(午後2時 0分 休憩)

(午後2時10分 再開)

委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、案件9、議案第12号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」について、議題といたします。

本件について、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、202ページから232ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見がございましたらお願いいたします。

中原 済みません。1つ、207ページの公債費の2番の財政安定化基金償還金というのは、過去3年間で乖離があった借金を返すという内容ですか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

議員ご指摘のとおりでございます。過去3年間の事業量、事業費を見込んで保険料を設定しておりましたが、その事業量を上回る実績で介護保険の利用があったということでございます。で、3年間の途中で保険料を上げるということはできませんので、その第1号被保険者に係る保険料の不足分、差額分につきましては、この財政安定化基金さんから町債という形で借り入れてきたということでございます。それについて償還していくという内容でございます。



中 原 ありがとうございます。

委員長 よろしいでしょうか。ほかに委員の皆さん。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第12号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第12号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件10、議案第13号「平成18年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、議題といたします。

本件について、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、予算書の233ページから249ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑、意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

川 端 これ、新たに始まるんですね。違うのかな。今回からね。ちょっともう少し詳しく。

四至本健康福祉課参事 健康福祉課の四至本です。

この会計につきましては、先ほど説明させていただいてるんですけども、新予防給付に係る分の要支援1、要介護2に係る方のケアプランを作成するという会計でございます。

これは事業所として今回うちの方、包括支援センターを立ち上げて介護報酬をいただくという形のものを立ち上げますので、それに伴うケアプランを作成するための報酬の収入と、その分をうちの方、新事業所、ケアプランを作成する事業所の方にお支払いするお金をこの会計の中で計上させていただいてるというものの会計でございます。

川 端 そしたら、歳出のところで一般職給0.3人という形になってるということは、お1人の方

が3分の1の仕事をするということなんですか。兼務であるから、ここからこれだけ支出ということになるんですかね。

委員長 給与について。

四至本健康福祉課参事 健康福祉課、四至本です。

そのとおりでございます、要は保健師の業務を、マネジメント業務とこの中のプランをつくる業務と、中に2つがございますので、その分を案分しているということでございます。

委員長 よろしいでしょうか。

川 端 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第13号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第13号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件11、議案第19号「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」について、議題といたします。

本件については、理事者からの説明は本会議で行っておりますので、省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、予算書の305ページから340ページをお願いいたします。

委員の皆さん、質疑、意見がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第19号「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第19号「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」は、本委員会において可決されました。

続いて、案件12、議案第21号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、こちらの方の28ページからになります。この分については一応終わりましたので、添付書類の28ページから行きます。

質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第21号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致であります。よって、議案第21号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件13、議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見ございませんか。

29ページ。

中原 済みません。第6条のところなんですけれども、経費はそれぞれ3つの自治体で負担するというんですけれども、その負担の仕方を教えてもらえますか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

経費の負担ということで、割合ということになりますけども、共通する経費、例えば人件費でありますとかコピーする経費とかそういう、コピーでも例えば基本的な機器の借り上げ料、これは3等分いたします。で、あとの審査件数に係るものは審査件数の割合で案分いたします。コピーでもパフォーマンスチャージ料等は審査件数によって案分して、2市1町が負担するという協議になります。

委員長 ほかにございませんか。

中原 先ほどの質問とはまた違うんですけども、これを条例化することによって利用者さんにとってどんな影響が及ぶかということが気になるところなんですけども、まず1つ、この審査会を設置して、運営の中身で適切な審査が保障されるのかというあたりはいかがですか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

要は審査の公平性、透明性の確保ということだと思います。で、岬町単独でするよりは2市1町共同機関を設置してやるということの方が、透明性の向上なりに役立つというふうに考えております。

なお、審査会の委員構成でございますが、国の示した考え方等もございまして、中身的には医師の方、それと学識経験者の方、それと相談機関からの方、それから当事者団体の代表も入っていただきまして、1合議体5名で審査をお願いするというふうに考えております。で、2市1町のこの認定審査会では4つの合議体を設置する予定でございます。計20名ということになります。

話がちょっと長くなりますけども、委員の定数、第4条では25人以内というふうにしてあります。20人ぴったりではないやないかという計算になりますけども、実際上大変お忙しい方ばかりでございますので、日にちの調整等ございまして、ダブルキャストで入っていただいたり、また委員の欠席等にも備える必要がございますので、余裕を持って25名の定数ということ考えております。

中 原 ありがとうございます。今回、国の法律で決まってしまったことですので、こういう形で条例化していかざるを得ない部分もあるでしょうが、この条例化に伴ってこれまでのサービスが維持できるのか、負担が重くなるということは明らかなわけなので、そのことでこれまでのサービスが維持できなくなるということも考えられるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりはどうお考えですか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

議員ご指摘のとおりでございます。今回のこの協議を行っていくというのは、障害者自立支援法の施行に係るものでございまして、この大きな枠組みは法律の中で決まっております。それを本年10月以後、障害者の方がサービスを受ける際は障害程度区分の認定を受けた後、程度区分に応じたサービスを受けるという仕組みの中で、今回この審査会を設置していく必要があるということで提案させていただいているわけでございますので、その点十分ご理解をいただきたいなというふうに考えております。

制度全般にわたるといってご質問かなというふうに思いますので、町独自で現在そのサービスが低下するか向上するかというのは、ちょっと私の方ではお答えしづらいなという思いでおります。

中 原 ありがとうございます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

はい、どうぞ、中原委員。反対ですか、賛成ですか。

中 原 反対です。反対しても仕方ないような気もするんですけども、先ほどお答えのあったとおりで、その自立支援法というものが利用者の方とか障害者の方にどれだけ重い負担になるかということを見るとちょっと、町独自でのこともまだ考えておられないということで、実態把握なんかもまだされてないということだと思っておりますけれども、あまりにもちょっと負担が大き過ぎるのではないかなと。これまででしたら所得に応じて負担することによって、無料であったりとか非常に負担は軽い範囲で生活されていたのが、これからサービス量に応じて原則1割負担ということになって、応益負担になるということなんですけど、障害者の方は益を得ているのかなあという話で、生活していくのに最低限必要なサ

ービスを受けることにどうしてこんなに負担を大きく背負わなければいけないのかなあと  
いうところで、反対せざるを得ないと考えております。

委員長 はい、ありがとうございました。ほかにないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置  
に関する協議の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第22号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件14、議案第23号「町道路線の認定の件」について、議題といたしま  
す。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思  
います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

辻 下 これね、一番わかりやすいところを言うたら、深日港5号線、6号線というたら新川水産の  
跡やね。それで、これは町道に認定したら、あとは町が責任を持って補修をやらないかん  
と。ただ、今まで建物が建って、構造物が建ってから町道認定とあったと思うんやけど  
も、あの新川の跡地についてはまだ構造物も何も建ってない。その中で構造物を建てた  
ときに、その道路をどこか傷めたとなれば、これは町が持つんか、認定した以上町が持た  
ないかんので、それはその傷めた業者が持つんか、その点ちょっと聞かしてほしいんや  
けど。

松永事業部長兼事業課長 都市計画法の29条で許可を受けまして、完了して、完了公告を打  
つて、都市計画法の許可がおりた開発物件の道路につきましては、許可がおりた時点で法的  
に岬町のものになってるわけですし、それを認定するしないは別として、もう町のもの  
になってるわけです。ですから、管理区分したら町のものなんです。もうおりた時点で  
すね。ですから、法的に道路法の網をかぶせるという意味でかぶせていってるというこ  
とで、あと例えば住宅を建てるのに間違っって管を引いてなかったところがひょっとしてあ  
ったと、そんなことはないですけど、掘り返すとすれば当然その事業者がやり直していただ  
くということで、よその市町村でアスファルトを2層引くのを1層だけ先にやっついて、家  
が建ってから表のものを引くとかいう方法をとってるところもあるんですけども、うちの

場合はそういうことはあまりしなくて、全体をやって、建物を建てて、もしもひどくなればまた開発業者にちゃんとしていただくという形にしております。今までそういう事例というのはあまり、私の知ってる限りではなかったというふうに思います。

以上です。

辻 下 ありがとう。

委員長 ほかにございませんか。

出 口 済みません、私の方で1件、こういう事例があったんですけどね。こういうような町道認定をしまして、その後によく外灯をつけてくれということで住民の方々から要望がございます。外灯の場合はあくまでも区長さんの権限の中で、我々よく苦勞しますんやけども、前回の件も一応ちゃんと行政の方が業者にそういう指導をしてもらってあったので、そういうことはなかったですけども、今回のこの件に関してもちゃんとそういう業者の指導はしてもらってますんやね。

松永事業部長兼事業課長 都市計画法なりうちの指導要綱に係る開発の場合は、電柱1本に1カ所の外灯をつけなさいという指示のもとに、業者と合意に達した上で、協定書を結んで開発が進んでいるという経緯がございますので、どの住宅の開発につきましても電柱が中へ立てば当然外灯がついてるという状況になるというふうに考えております。

委員長 よろしいでしょう。

出 口 はい。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第23号「町道路線の認定の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致であります。よって、議案第23号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。案件15、議案第24号「岬町国民保護協議会条例を制定する

件」、案件16、議案第25号「岬町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例を制定する件」の2件を一括議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしとのことですので、議案第24号及び議案第25号の2件を一括議題といたします。

本件について、担当課から説明をさせます。

亀崎まちづくり推進室長 まちづくりの亀崎でございます。

お手元にお配りしております国民保護計画策定の流れ、A3の資料でございます。それをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。右上に資料1というのを記載しております。

まず、この国民保護計画策定の流れでございますが、平成15年の6月に武力攻撃事態対処法という法律が制定されました。その後、平成16年6月に国民保護法が国民の生命・身体・財産を保護するという目的をもって制定されたということでございます。

その後、閣議決定で国民保護基本指針が出されております。その中で、国民保護モデル計画等々が義務づけられて、各市町村においては、この枠の一番下をごらんいただきたいと思います。岬町国民保護計画、平成18年度中作成ということで、各市町村に計画の義務を課せられております。そういった中でこの計画策定にあたっては国民保護協議会というのを設立して諮問、答申を行うようになっております。それについては、町長が会長になって、関係機関で構成するようになっております。そういう諮問機関でございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。資料2でございます。国民保護措置実施の流れということで、過去に2001年の9月11日ですか、アメリカのニューヨークで貿易センターが航空機によって爆破されたということで、また日本では地下鉄のサリン事件が発生しております。そういう武力に対処するべく武力攻撃事態ということで、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃ということでございます。

緊急処理事態では、原子力施設の破壊、石油コンビナートの爆破、ターミナル駅や列車の爆破等、炭疽菌やサリンの大量散布等、航空機による自爆テロなど、こういう事案に対処すべく対処方針が閣議決定なされております。

その中ほどで、岬町国民保護対策本部というのを当然設置しなくてはなりません。対策本部長が町長で、以下、組織としては助役、教育長、町職員となっております。それぞれ大阪府対策本部、ほかの市町村の応援、各指定の公共機関との連携、住民への協力という



ことで、いろいろ連携をとりもってこういう対処しなければならないということになって  
います。

その下の枠に先ほど説明いたしました岬町国民保護計画、これをもとに国民の保護の措  
置をするということになっております。避難では国が警報に関しては発令して、都道府県  
が通知、市町村では警報を住民へ伝達すると。避難については措置指示をして、避難指  
示、住民を避難誘導していくと。救援については食料・医療については国は救援指示、都  
道府県では関係者に提供を要請と。市町村では救援事務の一部を実施していくと。安否確  
認では、逆に住民からの情報提供から、府・国へと提供していくという状況になっていま  
す。それと、武力攻撃災害対処では、消防ではそれぞれ住民を火災等から保護していく。  
警戒区域では区域を設定して立入制限を行うという、以上のような流れになっておりま  
す。

以上を踏まえて今回上程させていただいているのは、こういう法に基づいて、国に基づ  
いて条例制定するものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、質疑、意見ございませんか。

中 原 今の説明についてではないんですけども、条例の中身についてちょっと先にお伺いした  
いんですが、よろしいですか。

委員長 はい、どうぞ。

中 原 国民保護協議会条例の案の中で、委員と専門委員という言葉があるんですけども、それ  
ぞれの役割の違いをちょっと具体的にご説明いただきたいというのが1点と、専門委員と  
いうのは何か調査をするような役割もあるように書かれているようですけども、調査と  
は具体的にどのような中身を調査するのか、お答えください。

亀崎まちづくり推進室長 ご質問にお答えしたいと思います。

委員の選任については、国民保護法の第40条で国の法律で決められております。各区  
域を管轄する指定行政機関の職員とか、自衛隊に所属する者とか、都道府県の職員、市町  
村の助役等、それぞれ明記されております。その中で専門委員というのは、協議会に専門  
の事項を調査させるため専門委員を置くことができると。まあいえば、その各市町村によ  
って抱えている事案等が異なります。我々のところでしたらコンビナート等があります。  
また、熊取では原子力がございます。そういう専門の方に委員になっていただくという認  
識でいいかと思えます。

以上です。

中 原 ありがとうございます。でしたら、国民保護法案の具体的な中身についてちょっとお伺いしたいんですけども、いろんな武力攻撃とか考えておられるようですけども、自治体は外部からの不当な侵略とか、大規模な災害があったときなんかには住民の命と財産を守るというのは当然の責務ですので、ですが、今回言われている国民保護に関する計画というのは、災害とかのときの住民の避難の計画とは明らかに異なる計画となると思いますが、どのような武力攻撃の事態を想定されているのか、お聞かせください。

亀崎まちづくり推進室長 ご質問にお答えしたいと思います。

ご指摘のとおり武力攻撃事態、急を要します。また、災害とは異なるかなと思います。現在、大阪府において市町村のモデル計画を策定中でございます。それはある程度国に準じた準則みたいな、計画みたいなものでございまして、それを右へ倣えじゃないんですけども、各市町村に適合する計画を策定していくと。我々はその災害、もともとうちに防災計画がございます。それを勘案しながら計画を策定していきたいと考えています。

以上です。

中 原 ありがとうございます。大阪府に倣ってということだと思んですけども、大阪府ではあらゆる事態に対応するということを大阪府の計画では言われてますけれども、そしたら例えば岬町では、いろんな武力攻撃事態というので、4種類くらい書いてあって、例えばこの着上陸侵攻やったら、この岬町でね、そこの深日の港にようけ軍艦がやってきてやね、ということ想定されておられるんですか。

亀崎まちづくり推進室長 お答えしたいと思います。

当然岬町は海岸部に接しております。当然そういうことも想定しなくてはならないと思います。また関空、関西国際空港が近いという状況もございまして、航空機による、またそういう関空がねられる可能性がございます。そういうことも想定して計画を策定しなくてはならない。あらゆる事態を想定してしなくてはならないと考えております。

以上でございます。

中 原 あらゆる事態ということで、着上陸侵攻であるとするなら、じゃその着上陸というのは夜中にこっそりとやってきて、ウエットスーツを着た黒い人が上がってくるというのを指してるのか、さっき言ったみたいな軍艦がようけ来て、爆撃機がいっぱい来てというふうな事態を想定されてるのか、どうですか。

亀崎まちづくり推進室長 お答えしたいと思います。

あくまでこの武力攻撃は、夜中にこっそり来て爆弾を置いていく、そういう問題じゃなくて、やっぱり大規模なテロ行為、攻撃してくるということを想定していくということでございます。

中 原 今のお答えですと、ものすごい大規模な攻撃を受けるということを想定する。いわば全面戦争的な、映画とかテレビで見るような恐ろしい事態を想定してるということだと思っんですけども、もしそういうことが起こるとすれば、それは大阪府の計画でも予測は可能やというふうに書かれていると思うんですけども、そのあたりは予測は可能だというふうにお考えですか。

亀崎まちづくり推進室長 お答えしたいと思います。

そういう情報網の伝達については、大阪府、国、あらゆる情報を持っております。それらと連携をとりながら、つぶさに各市町村に情報が今後は流れてくる状況になろうかと思っております。

以上です。

中 原 そういう情報が得られる、その予測が可能で、時間的な余裕もあるであろうということでしたら、そういうときに備えてということも必要かもしれないんですけども、そういう事態が起こらないようにするということもこの条例の中で書き込まれるんでしょうか。

亀崎まちづくり推進室長 この今回の条例については、協議会の設置条例ということと、対策本部の条例でございまして、ご質問の内容につきまして国の方で定めていると思っております。

中 原 国の方はよく知らないですけど、大阪府の計画ではそういった事態に対して予測もできるし、時間的な余裕もあるとは書いてるんですけども、そこを回避するということは計画には載っておりませんかと思っておりますけど。

石田町長 町長の石田でございます。

そういった我々地方自治体が持つところ、今中原委員のおっしゃるところは外交問題でございまして、外交問題は我々地方自治体の管轄するところではないという認識をしておりますので、今言う予測している部分を事前に回避という分は外交問題で、これは国が外交問題として解決すべき問題だと思っております。

以上です。

中 原 確かに外交問題ではあると思っておりますけれども、外交問題が実際に及ぼすのはこの岬町の住民の方に及ぼす被害でありますのでね、国に任しておいていいということでは決してないと思うんですね。この問題を考えていく必要があるのかもしれないんですけども、その

事態が起こったときにどうということを考える前に、それを回避するということをきちっと考えるということと、今皆さんご心配だと思いますけども、東南海の大地震だとか、いろんな台風とか大雨とか、そういう被害に対する防災計画をもっときちっと充実さしたりとか機動的にするとか、そういう中身で十分住民の皆さんを守っていくことはできるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりはいかがですか。

委員長 ちょっと待ってください。質問がこの趣旨から外れたところもありますので。

松永事業部長兼事業課長 今回の条例制定2件につきましては、ここにも書いてますように、国民の保護のための措置に関する法律で作りなさいというふうになってるわけですね。それは何をつくるかという、先ほど説明させていただいたこの資料の中にありました武力攻撃事態と緊急対処事態に対して、市町村は、まあ言うたら岬町は住民の安全と身体等を保護するためにこういうのを作りなさいというふうに規定されてるわけですね。で、つくると。その対応というのは大きく言えば武力攻撃というのはこの4点を挙げていると。で、緊急対処というのはこの4点であるというふうな、そういうことが起こった場合ということで、つくるための協議会と、その設置条例、本部条例という形で、これはつくっていかねばならないと法律で明記されておりますので、つくらないかんわけです。で、防災計画、別に雨とかその防災計画があるのはご存じですよ。岬町でもつくって、それもいろいろ議会でもご説明させていただいた中でやってると。この2本立てで、自然災害の場合はその防災計画である、緊急対処についてはこっち側で国民保護計画、岬町国民保護計画でやるという形の2本立てでやりなさいというふうに法律で決まっていますので、それでやっていくということでございます。

中原 保護計画の中身について触れたといいますのは、結局この条例の設置をするということは結局中身に絡まっていくことでね、その設置をすることが岬町の住民にとってどういうことなのかということでちょっと触れさせていただいたんですけども、法定受託事務であるということは存じ上げておりますので、回避できないのであろうということもわかっておりますが、中身について変に住民の皆さんの不安をあおるようなことにならないようにしていただきたいというのを要望しておきたいと思えますね。

ある自治体では小学生も動員してそういう戦争のような事態が起こったというので、避難しましょうというようなね。そんな子供にまで戦争がいつ起きるかわからないというような、そういう恐ろしい空想させるような事態には決してしてほしくありませんので、そのあたりだけよくお願いをしておきたいと思えます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

議案第24号「岬町国民保護協議会条例を制定する件」についての討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第24号「岬町国民保護協議会条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第24号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第25号「岬町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定する件」について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第25号「岬町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数でございます。よって、議案第25号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件17、議案第26号「岬町海釣り公園条例を制定する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

松永事業部長兼事業課長 事業部の松永でございます。

資料提出の要求がありましたので、資料を2種類出させていただきます。1種類

はA4の7～8枚ものの冊子になった参考資料というのと、それから海釣り公園整備に係る条例制定と事業認定の関係というA4・1枚ものと、2種類出さしていただいております。先にA4・1枚ものの海釣り公園整備に係る条例制定と事業認定の関係という部分についてご説明させていただきたいと思っております。

昨日の議会で土地収用法とこの海釣り公園条例の関係のご質問がございましたので、ちょっと絵にして出さしていただいております。海釣り公園というのが真ん中にございまして、これをするために右側、地方自治法による条例制定をします。これが今の海釣り公園条例です。これは公の施設の設置及びその管理に関する事項ということで、町が海釣り公園を設置して運営していきますよという地方自治法上の条例でございます。

土地収用法という関係につきましては、土地収用法で事業認定を打って、この海釣り公園が土地収用法に該当する施設ですよという事業認定を土地収用法の部分で打ちます。これは土地収用法16条の規定による公共事業に位置づけるという事業認定でございます。これを今事務を進めております

それが済みますと、その公共事業に位置づけられたことにより租税特別措置法の課税所得の控除ですね。特例が使えるということになりまして、売った方が5,000万円までは非課税になるというものが発生しますので、この土地収用法による認定をしないと土地を買わしていただいても税金が丸々かかってくるということでございますので、公共事業で買収させていただくので、事業認定を受けるために土地収用法をさせていただくということでございます。

ただし、土地収用法の事業認定でございますので、土地を買うときにいろいろとなると、土地収用も可能であるということには間違いはないという位置づけの絵でございます。

以上が説明でございます。

次に、採算性の検討につきましては、空港対策委員会でお出ししていただいたものと同じものを出さしていただいているのですが、再度ご説明させていただいてよろしいでしょうか。

(「結構でございます」の声あり)

松永事業部長兼事業課長 一応同じ内容のものを添付させていただきます。

以上でございます。

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見ございましたらお願いいたします。

辻 下 これ、特に町長と部長に聞いてほしいんやけども、しつこいなというようにも受け取れる

と思うんやけどもね、きのうの本会議場でも和田勝弘議員がいろんな話をしました。その中で、強制執行の話も出てましたね。強制執行というのはやっぱりいかなものかと思うしね。それと、あくまでも地権者と円満に話し合いをして了解を取るとのことだけ頼まんことにはね。特に町長、住民をいじめるということは決してええことない。大阪府、岬町が、住民というのは地権者やね。おまえ、言うこと聞けへんかったら強制執行するぞと、こういうことは決してええことないんで、その点、円満解決できるように、くどいようやけども、やってほしいなと、このように思います。

それで、私はこの条例には賛成するものですからね、特にその点だけお願いしておきます。もう回答は要りません。要望でよろしいです。

委員長 よろしいでしょうか。

辻 下 はい。

委員長 ほかに。

福 田 私も空港対策委員ですので、中身のことはいろいろ聞いてるんですけども、一番私が危惧してるのが採算性の問題です。その採算が松永部長は空港対策委員会の中で、下津が大丈夫だからここもいけるだろうと、そういうふうな回答をいただいて、そのとき私は何も反論しなかったんですけども、下津とここの違いは、きのうも本会議で出てましたけども、魚種の違いがあるんじゃないかと。これをちょっと危惧するんですけどね。下津の方は、大陸というか太平洋に面している。うちは瀬戸内海。ここの大きく違いは、加太の友ヶ島あたりで違って来るんじゃないかと。だから高級魚が今関空の周りに、関空が魚礁となって高級魚が集まっているという情報は聞いてるんです。再三再四、委員会でも本会議でも関空には16万人の魚釣り客が寄ってくると。けど、果たして小島にそれだけの魚釣り客が寄ってくるのか。それと、今後魚礁を置いていって、それだけの保証があるんかどうかという懸念をしてるわけですね。だから、この辺のところをもっと的確に調査して、判断して、ここでこれだったらいけるということを示してもらった上で住民に理解をしていただいてやっていった方がいいのではないかと、基本的に私はそういうふうに思ってるわけです。

だから、結論を言いますと、もうちょっと審議を尽くして、それで調査して、そして最終的に結論を出していけばいいんじゃないかと、ちょっと尚早じゃないかなという気はします。それだけちょっと。私ももう回答は結構です。

中 原 私もこの海釣り公園をつくることについて反対ということではなくて、福田委員と同じ立

場です。時期の問題とか、きちっと議論を尽くしてるかどうかとか、そのあたりの手順の問題が1つ残ってるのと違うかなと思ってます。

それで、このシミュレーション、採算性を見せていただいて、私も委員会に傍聴しに行かしてもらったので、資料をいただいてたので見せていただいてたんですけども、住民の方も地権者の方の説明会とか、あと役場でやった説明会とかのあたりで出る、やっぱり一番の不安は先ほどから言われたとおりの採算性やと思うんです。それで、もしやるとして、あまり考えたくないことですけども、万が一うまくいかなかった場合はどういう計画をお持ちなのか、教えていただけますか。

松永事業部長兼事業課長 シミュレーションでも私たち検討した中では、うまくいかないということとは考えておりません。なぜかといいますと、今の小島の埋め立てした護岸がありますよね。護岸に今500円の清掃協力費を取ってずっとやってるわけですけども、その前は、大川のところに小さい波止が出てるんですけども、沿構さんの下のところにね。そこが駐車料金200円か何かを取って、小さい波止なんですけども、毎週鈴なりになるぐらい人が来てたんです。それが小島ができて、500円、高くなったのに、あそこに毎週車がいっぱいになるぐらいお客さんが来ると。

魚を釣ってしまうと違うかというお話もきのうございましたが、普通の防波堤であるにもかかわらずそれだけ、何も別に魚礁もしてないし、湾の中も含めてですよ、たくさんのお客さんが毎週来てはる。それは時期にもよります。魚の釣れる時期、今この1月、2月でしたら水温が低いので、あまり釣れないですけど、秋なんかでしたら鈴なりのお客さんが来るという状況の中で、この海釣り公園については魚礁も設置して、なおかつ今まで定置があったところで、地元の漁師さんはそこは魚が多いから定置を置いているわけですね。そういう場所であったというのと、それから新しい栈橋をつくって、今はもう魚を釣ることは、ここは禁漁区に今なっていて、ずっと魚を釣ってないところで、今はたくさん魚がいてる。なおかつ新しく魚礁を入れて魚を根つかせるようにこちらも考えてやっていくということも含めまして、下津の海釣り公園、あそこは150人定員やったかな、120ですね、それよりもうちの方は200人入るので、定員もたくさん入る。それでなおかつ下津と同じだけの数を見ても維持管理費を含めて、維持管理費を1,000万以上積み立てても多分黒字になるであろうというふうに判断してますので、ですから客もいてると思うんです。

なおかつ魚も、おっしゃるように釣ってしまうと違うかというお話ですけど、それだ



けのことをすればね。下津もそうなんです。外海、内海、それは確かに魚種は違うかもわかりません。わかりませんが、このあたりは結構魚種もあって、あの辺なんかでしたらチヌもいてるし。向こうもチヌ釣りとかそういうふうなものが主流なんです。あとはアジとかですね。釣ってるものはそんなに変わらないというふうに思うんです。栈橋をつくってから、海洋調査といってその栈橋をつくったことによる調査もしてるんですけど、魚も根ついて、いてるというのわかってますし、地元の漁業組合のヤマガさんあたりも、あそこは魚がいてるというのはおっしゃってますので、まあ間違いのないかなというふうに思ってます。ですから、魚がいなくなるということは考えられない。小島のああいいう防波堤でも毎週釣りに来ても釣れてるわけですから、それを魚礁を設置して魚を根づかせて努力するということは、釣れなくなることはないというふうに踏んでるわけですね。

あとは、いかに底を、まあ言うたらこの間空対委員会でも出ましたけど、汚して、海が死ぬというようなことのないようにできるだけやっていきたいというふうに考えてるんです。須磨でもどこでも一緒ですけども、魚はずうっと釣れてるんです。それはやっぱり努力することによって釣れるというふうに思うんですけど。

それともう1点、これはあれなんですけど、今条例を制定、なぜするかといいますと、あの栈橋を岬町で受けるためには今の時期に制定しないと受けられないということがあるわけですね。それは土地開発公社なりが事業が済んで撤退するのに合わせて条例を制定して岬町で受けていくという、その引き渡しが5月なりという時期で、6月議会ではちょっと間に合わないので、時期尚早というお話もございますけども、今までの経過から平成8年かな、ごろから地元からどんどん要望が来て、岬町も要望し、岬町議会も一丸となって大阪府へ要望していった、今の時期になってるというのございまして、その条例の制定を今の時期にしていけないといけな。いろいろと地権者の問題とか検討がまだ不十分ではないかというお話もございしますが、一応検討してもまあまあ何とかなるのではないかという判断と、あと地権者についてはこれからも誠心誠意努力させていただいて円満解決するようにして、岬町の地域振興のために設置していきたいということで今条例を上げさせていただいてる。こういうことでございますので、よろしくご理解お願いいたします。

出 口 今、松永部長からのお話を聞かしてもらった中で、私は考えることは、今当然海釣り公園のことで議題が上がってますけども、もっと海釣り公園の採算性ということでなくて、もう少し大所高所から見てもらって、いかに岬町に町外の方々が足を運んでくれるかということによって、岬町内に商業をやってる、商売をやってるの方々が、海釣り公園ができるこ

とによって別のお金が落ちてきますわね。やはりもっともっと岬町というべき町を知らしめるためにいろんな、海釣り公園、ふる場、いろんな観光客が足を運んでくれる施設をもっともっとつくっていかないと、これからどんどんどん岬町は寂れていきますよ。その辺をもっともっと我々議員も町の住民の方も行政の方々も、もっとその辺を大きな目で見ていかないことには、どんどんどん岬町は寂れていって、もう手もつけられないという状況になってきますので、もう少し皆さん大きな目で見ていきましょうよ。というふうに私は思います。

委員長 ほかに。

中 原 済みません、先ほどの松永さんのお話で、鈴なりの客がって言うてはったんは、どこでしたでしょうか。200円と言いはりましたか。

松永事業部長兼事業課長 大川が200円です。

委員長 加太が500円。

中 原 それだけ近くにいろいろあると競争が激しくなるということにもなりませんか。

松永事業部長兼事業課長 事業部の松永です。

確かにおっしゃるとおり、それがまた競争相手という形になる可能性が十分あります。でも、施設自体のやっぱり、魚を釣るための施設としてつくってるものですから、それなりのプレミアと言ったらおかしいですかね、値打ちがやっぱりそれだけ。今シミュレーションでやってるのは1,050円、これは下津と同じなんですけどね。そういう金額を出しても値打ちのある施設として魚が常時釣れるように運営母体がしっかりやっていけば、ただ単に波止へ釣りに行くのじゃなしに、魚の釣れるように、魚が根づくように努力した海域で釣るというのと、何もしないところで釣るというのとでは釣果が違ってくると思うんですね。そのあたりを経営者で努力していって、釣り環境を整えてきちっとしてそれだけの値打ちをつかっていくというのがやっぱり経営する人間の能力だと思うんです。そのあたりは条例の中にも書いてますが、指定管理者制度という制度の中でやっていただける可能性のある、力のある人にやっていただければ、事業者にやっていただければというふうに考えております。

中 原 私も出口さんのおっしゃるように、そのことがちょっと1つの起爆剤になって、どんどん岬町にいろんな人が来てくれて、いろんなところでお金を落としてくれる。外からいろんな人が来ることで雰囲気も変わるし、にぎやかになるしというのが理想やともちろん思ってるんですよ。そやけども、それに賛成し切れない部分があっただけね。さっきの5月に引き

渡さなあかんで今の時期ということであれば、最後の1人の地権者までね、先ほどお話しされてたみたいな、これは絶対大丈夫なんやと。私もさっき話を聞いてて、ああ、いけそうやなって思ってくるんですよ。鈴なりの客がこんなところにもいっぱい来るし、500円のところにかて移っていくしというような話をきちっとほんまにしてもらってね。ぎりぎりまで粘ってから条例化ということにはなれへんのかなって。私はもうちょっとしっかりと話をさせていただいて、きちっと合意を取れて、その上で条例化して、そのために予定されてない議会を招集してもらうんやったらもちろん私は来ますし、今というのは何かどうも反発してはる地権者にとったらね、強制執行、もちろんそんなことは考えていないとおっしゃっておられるので大丈夫だと思うんですけども、ただ、そんなことをしないのであればそんな懐刀は要らないわけで、何か真綿で首を絞めるような、外堀を固めているような印象もあるんですけども、どうしてもこの時期ということはお変わらないんでしょうか。

松永事業部長兼事業課長 先ほどもちょっとご説明申し上げましたけども、海釣り公園というのは地元の一丸の要望で、地権者も含めて、今おっしゃってる方も含めて一丸の要望でやってほしいという再三の要望があって、岬町も岬町議会も一丸となって大阪府に要望したという経緯があります。これが一番大きい話です。その後、その方はちょっと今ぐらついてはるというか、言い方をかえれば反対してはるというふうになるんかもわからないですけど、立場がちょっと変わってはるんですけど、そのあたりは岬町全体が、地元も含めて全体が大阪府に要望して海釣り公園をつくってほしいというふうに来てきた経緯があるということですね。ずっとそれが進んできて今いろいろとどういうふうな経過、そういう今状況になってるんですが、今やるとすれば今するしか時期がないというのが1点、こんなことを言ったらちょっと語弊があるんかわからないですけど、まちづくり交付金、それから宝くじ、このあたりの財源を用意してやるのは今しかないという、来年にもう一遍延ばして、その補助金を取れるかといったら取れないんですよ。

ですから、今するしかないということが1点と、それからその方については以前いろいろうちの担当、亀崎とか児玉理事とかが対応させていただいてた中では、町にやったら協力するというお話もいただいている部分もあるわけです。ただ、今いろんなことがあってそういうお話をあちこちでされてるということがあって、新聞にも載った経過があるんですけども、私たちは誠意を持ってお話しさせていただければご理解はいただける方やというふうに認識してるんです。別に何でもかんでも反対やというふうにおっしゃってるので

はないと私は思うんです。ですから、そのあたりは誠意を持ってお話しさせていただいて。

その方も当初は海釣り公園に賛成やというて、判を押して出していたらいいわけですから、それがどういう経緯で変わったんかはわかりませんが、まあ大丈夫やというふうに。まあ話をしてる中ではそんなに強硬なお話はいただいてないというふうに私は聞いてます。ですから、大丈夫ではないかなと。

ただ、それともう1点、こんなことを言うとまた怒られるかわからないですけども、公共事業をするのに、1人の反対があるのでとりあえずちょっと待つてという話をしますと、何でもできなくなると思うんです。これはやっぱりある程度一定の感覚で正しいという、正しいというよりもこれが必要であるということであれば、進めていった中で誠心誠意話をさせていただいてご理解をいただくというのがやっぱり公共事業であるというふうに思うんです。何もかも100%というのはなかなか難しいと思うんですね。そのあたりもちょっとご理解をいただきたいというふうに思うんです。

辻 下 わかった。行きましょう。

中 原 済みません、これで終わりますので。お話はよくわかりました。公共事業をやるときに100%ということはねという話は、それもわかります。それに関して、でもこれは質問と違うな。

委員長 討論。

中 原 そうやね。後で言いますわ。

福 田 ちょっと最後に。まあ私、さっきそういう言い方をしたんですけども、別にこの事業に対して反対しているものでもなんでもないわけです。私もどっちかというたら、逆に観光振興について一番理解していかなければならないような立場におる人間だと自分では自負してます。地域の活性化とか、また観光事業、それによってまちづくり、そういったことをやることによって岬町を盛り上げていくという、こういう趣旨でいつも考えてるわけですけどね。まあ、残念ながら3年前に落選して、昨年10月ですかに補選で当選させていただいて、その間のいきさつがわかってなかったんで理解もでへけんのかなという気は正直してます。

今松永部長の話を聞いてると、もう時間がない。今までこういう経緯で説明してきた、大阪府にも陳情してきた。こういう話はよくわかりました。ただ、残念ながら今申し上げましたように、私個人では大阪府に陳情に行ったということが全然わかってなかった。そ

れと、ここまで条例制定を急ぐのであればね、もっと何で早くあの委員会なり、そういうところでもっと詳しい資料、詳細な資料を出して委員の皆さんにも理解してもらって、こういう形でやるんやと、採算性もこうやとさっき言ったように。だから、あとは地権者の話もほとんどこういう形で話がついていくと、そういうめどが立ったところでこういう話を持ってくるのだったら私も頭から反対も何もしません。逆に賛成しようと思ってます。けど、反対してるんじゃないくて、もうちょっと議論を尽くす時間はないのかということを書いてるだけだね。

だから、ちょっと1点だけ教えてほしいんやけども、何でここまで遅れてきて、このぎりぎりに我々が、委員の皆さんは2回の委員会を経て資料をもらってますけども、まあほかの方はその委員会の直近になるまでその資料をいただけない、理解できないんじゃないかなという気はしてるわけです。だからこのところだけちょっと、もっと早くそういう立場であるんだったら進められなかったんかということ、ちょっと僕個人としてはわかってなかったんで、そこだけ教えてください。

松永事業部長兼事業課長 福田議員がおっしゃることももっともだというふうに考えます。先般の空対委員会で初めてシミュレーションが出てきたというようなことでございまして、ご説明するのが遅いというのは私も実感してるところでございまして、この辺はおわび申し上げなければいけないというふうに考えております。

実は、昨年の夏ごろから9月の議会にかけていろいろやった中で、私はそのときは担当じゃなかったんですけども、聞いてる中では議会で報告させていただいて、そこからというお話もしかけてたんですけども、まあご存じのように町長がかわりまして、どさくさの中で政治的な判断が本来はこれはかかっているものですから、町長がいないところで説明するわけにいかなかったという点が1点大きくあるんです。言い訳になるかもしれませんが、そのあたりも含めて出すのが遅れたというのは非常に申しわけなく思っております。

ただ、これから条例制定して、この条例の中には料金もまだ入っておりません。これはまだ今後、その指定管理者なりいろんな方法を模索しながら、赤字にならないように、魚を根つかせるようにどうしたらいいかというのを今後検討して行って、実際には1年半ぐらいか2年ぐらい先に開園になるということですので、それまでの間に専門業者等も入れて検討を含めてやって行って、間違いなく、中原さんの言うてる赤字になるような施設にならないようにいろいろと検討して、またご報告もさしていただきながらきちっと開園していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 中原委員、最後にしてください。

中 原 討論ではないので、要望でもいいですか。

委員長 はい、要望でどうぞ。

中 原 この話をいろいろお聞かせいただきに行ったときに、ある職員の方がですね、みんな自分の土地やと思って住んでるけども、その住んでる土地というのは国から借りてるんやでというような発言をされたんです。それで私はとてもびっくりしてしまって、この件に関してそういう強権的な、もう前もって強制代執行があるような意識で取り組んでおられるのかと思って、そのことを非常に驚いたんですけども、そういうことは決してないようによろしくお願ひしたいと思います。

辻 下 委員長、議事進行。

亀崎まちづくり推進室長 委員長、済みません。先ほどお配りしております採算性の資料の、きのう本会議でコンサル名の質問がありましたので、ちょっとご報告したいと思います。大阪府の指名業者でございまして、総合科学株式会社でございまして。ここの専門は、都市環境と、漁場の環境調査、水産業の振興計画など、海域、沿岸域の環境の専門コンサル会社でございまして。

以上でございます。

委員長 カガクはバケ学ですか。

亀崎まちづくり推進室長 バケ学と違う方、のぎへんの科目の科ね。総合科学株式会社です。

委員長 資料はそれだけですね。

質疑、意見ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

福田委員、賛成討論、反対討論。

福 田 反対です。

とりあえず、基本的には先ほど来申し上げてますように、あれですけども、ちょっとやっぱり採算性にね。予算が今逼迫してる中でこれをやって、今ここでやってしまうと、確かに時間切れということも考えられるんやけども、とりあえず財政的なことも考えて、採算性がやっぱりクリアされるまでちょっと考えたいと思います。そういう意味で反対さしてもらいます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第26号「岬町海釣り公園条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第26号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。

再開予定は3時40分からいたします。

(午後3時30分 休憩)

(午後3時40分 再開)

委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続きまして、案件18、議案第32号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。これの45ページ。

中原 今、待機児童がおられるかどうかだけお答えください。

古谷健康福祉課長 健康福祉課の古谷です。

現在、待機児童はおりません。

中原 ありがとうございます。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質問はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第32号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

委員長 満場一致であります。よって、議案32号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件19、議案第33号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見ありましたらお願いいたします。

中原 新旧対照表のところを見せていただいて、(4)の変更点なんですけども、「知的障害者福祉法に基づく措置又は支援費並びに」というところが抜けるということで、ひとり親家庭の方でこの知的障害者福祉法に基づく措置又は支援費という対象に、ちょっとごめんなさい、整理しますわ。済みません。

委員長 どうですか。よろしいですか。

中原 ちょっとまとまらないので、いいです。済みません。

委員長 ほかにございませんか。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 委員長、よろしいですか。

委員長 はい。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 多分影響を受ける方という意味ではないかと思うんですけども。

中原 そのことです。ありがとうございます。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 これは、今まで支援費の中で医療給付費で知的障害者で入所の方は、いわば自己負担なしで支援費の中で支払われていたということなんです。ことしの3月でそういう制度が終わると、廃止になるということで、現在知的入所者で岬町在住の方は。

古谷健康福祉課長 この改正で影響ないです。該当なし。



芦田住民福祉部長兼保険年金課長 該当なしということだそうです。影響がないということです。

中 原 具体的に今現在はゼロということですよ。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

したがって、部長が今説明しかけたところだったんですけども、知的障害者福祉法に基づく措置なり支援費なりを受けておった場合は、この条例の対象にならなかったというのがこれまでのところなんですけども、これが抜けますと第2条というのが、いずれかに該当するのは対象としないという規定の仕方をしていきますので、この条例の該当になるという読み方になります、改正後は。しかし、岬町の場合は今のところ該当者がいないということで、それが現状でございます。

委員長 はい、そういうことです。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第33号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致であります。よって、議案第33号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件20、議案第34号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中 原 この条例が変わることで実際に医療費の助成を受けていた方の影響はどうか、お示しいただけますか。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

この条例で、この旧の条例ですけども、この条例が17年度末、18年の3月末で廃止されることに伴い、左側の新しい自立支援法の第1条第3号ということで、これで補っております。それについての被害をこうむる方についてはありません。

中原 将来にわたってもありませんか。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 ない予定でございます。しかし、次に出てくるんですけども、国民健康保険の一部改正のところにも出てくるんですけども、中の負担率が自立支援法のこの新しい法律によって変わっております。今までが100分の95で、5%本人負担でした。それが新しく自立支援法によって10%負担というので、この条例には書いておりません。自立支援法という中に明記されております。それも国民健康保険の被保険者に限っては、全額国民健康保険の方で負担します。しかし、社会保険等については自己負担がふえるという形になっております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第34号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第34号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件21、議案第35号「岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見ございませんか。

中原 これも新旧対照表のところの変更点の(3)のところですけども、「知的障害者福祉法に

基づく措置又は支援費並びに」という、ここに含まれる方が対象から外れるということ  
は、負担がふえるということによろしいですか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

今回の条例改正は、障害者自立支援法の成立、それに係る法令整備の内容を踏まえて条例整備を図る、制度変更も踏まえて条例の整備を図るというのが内容でございます。ご質問の第2条第2項は、各号の1に該当する者はこの条例による助成は行わないという規定でございますので、ここから削るということは、この条例の対象になるという条例の改正内容になっております。

で、具体的にこれによって生ずる影響はどうかということをご説明させていただきたい  
と思います。現在のところ、岬町で知的障害で施設に入所されておられる方が19名おられます。で、知的障害者福祉法なりに基づく措置がなくなりますので、この条例の適用に  
すべてなればいいんですけども、19人のうち16人は重度の知的障害あるいは身体障害  
者でもあるということ、いわゆる重複障害ということになりますので、19人のうち重  
度なり重複障害の16人はこの条例の適用を受けて引き続き助成を受けると。町がする  
と。大阪府の補助が2分の1あるという制度に18年度からはなりません。うち3人の方、  
比較的軽度の方は、制度廃止に伴いまして一般の我々と同様に医療を受ける際は3割負担  
という内容になります。

中 原 それで、さっきおっしゃっておられたように思うんですけども、その3名に関して負担を  
軽くするような措置とかは考えておられないということでしたね。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

国・府・市町村を通じた制度全般のことでございますので、現在のところ軽減措置等は  
考えておりません。

委員長 ほかに質疑、意見ございませんか。

出 口 古谷課長、済みません、今の3名に関してやっぱり町として仮に、国で決まったことなん  
やけども、町としての考え方もしくは援助策を何とか少しでも援助できるような形はでき  
ないのかなということを問いたいんです。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

障害者自立支援法の成立自体が大変ずれ込みまして、6月にできるのかなと思ってまし  
たら10月の末になったというようなこともございまして、また制度の概要がはっきり見  
えてきた、まだはっきり見えてないんですけども、見えてきつつあったのが最近というよ

うな情勢もございます。その辺の影響等も踏まえまして、また町村長会等でも議論をして、これに係る国・府の負担も踏まえて検討していく必要はあるというふうに考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

中原 今の回答ですと、今後、援助策についても考えていくということによろしいですか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

広く制度全般にわたって精査する必要があるというふうに考えておりますので、当町だけというのはなかなか難しいと思いますけども、各市町村足並みそろえるような形で助成が整備ができればいいなというふうに考えておりますので、今後の課題というふうに考えております。

委員長 ほかに。

川端 ちょっと今のところに関連してなんですけども、今古谷課長が、19名いらして、16名の方は重度の方やからこのままという、負担はないというね。3名の方については、まあ言うたら医療費負担、みんなと一緒に3割負担とかって言い合ったけども、そやけども、それはその方のどれだけの所得とか、いろんな減免制度とかもあるから、一応は3名と言うてるけども、一概にわからないですよ。絶対にその制度をきちっと、制度の中にはまってしまうないと、本当に3割負担になるかわからないですよ。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

普通の医療保険を使うという一般論で申し上げますので、議員ご指摘のレアなケースとしては、考えられる範囲では例えばその方が生活保護を受けられておるとか、そういう場合はまた別のケースでございますし、また高額医療ということになったら、これは別の医療保険の方の制度で軽減措置等もございますし、その辺は先ほど申し上げたのは。

川端 あくまでも一般論でね。

古谷健康福祉課長 一般論ということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第35号「岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第35号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件22、議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、皆さん、質疑、意見ありましたらお願いいたします。

中原 今回の条例の変更で障害を持つ方の負担がどうなるのか、お聞かせください。

岸本保険年金課主幹兼国民健康保険係長 保険年金課の岸本です。

今回の条例改正について、別に障害を持つ方についてという改正点はございません。

以上です。

委員長 ほかにご質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

委員長 ないようですので、本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第36号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件23、議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明をさせます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、本日の委員会資料の58ページ以下の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。ちょっと話が前後しますが、きょう補足説明させていただきますのは、条例の改正のポイントであります介護保険運営協議会の組織整備に関する点、それが1点。それとあと、保険料率に変更されておりますので、そのまず条例改正の説明をさせていただくと。その後、なぜそのような条例改正に至ったかという背景、また具体の計算の数値等について説明させていただくという順番で、よろしく願いいたします。

まず、58ページの新旧対照表をご参照いただきたいと思います。第3条の協議会の委員、これは介護保険運営協議会の定数等に係る規定でございます、そもそもこの運営協議会は、保険事業の実施が円滑かつ適切に行われるようという趣旨、目的で設置してある協議会でございます。現在、旧の方にありますように合わせて12名という規定でございますが、これを14人以内という組織に変更する。これは国の指針等に沿う形で、学識経験者で第2項第5号のその他町長が必要と認める者ということで、実際事業に携わっておられる事業者あるいは医療保険の代表者の方のご意見も聞きながらやっていくということでございます。具体的には、現在策定最終段階に入っております岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定委員会さんのメンバー、計画策定に当たってご意見を拝聴しているところでございますが、引き続き計画策定後も介護保険の運営、また地域包括支援センターの運営等についてご意見を伺って、引き続きチェックをお願いしたいという運営を図っていく予定でございます。

次は、介護保険料の改正の内容でございます。資料の方、まず60ページをご参照いただきたいと思います。左の方が現行の保険料率ということになります。現行は第1段階から第5段階まで、表頭の区分にありますように段階、対象者、算定率、年間保険料、それと月額保険料を参考数値として記載しております。

仕組みは、第3段階の方でございますが、本人が町民税非課税の方ということで、これを基準額と呼んでおるんですけども、これが標準的な額ということで4万5,140円でございます。改正案の方は第2段階を2つに割りまして、全部で第6段階になります。第3段階の基準額で申し上げますと、旧の第3段階の基準額が4万5,140円でございますが、改正案では第4段階が基準額ということになりまして6万6,350円、月額に換算して5,529円という内容の改正案でございます。

条例の改正でもう1つ重要なポイントは、こういう保険料の改定もありますけども、激

変緩和措置を設けたということでございます。資料の方、61ページをご参照いただきたいと思います。ご承知のとおり高齢者等に係る年金課税の見直し、あるいは非課税限度額の廃止に伴いまして、本人あるいは家族が非課税から課税となるということがございますので、その影響によりまして保険料段階が急激に上昇するような場合がございます。そういう場合は、これから3年間の保険料ということでございますので、段階的に引き上げる措置、激変緩和措置と呼んでおりますが、それを実施するということでございます。表は7つ分かれております。一番左の方にありますように7つのパターンを書いております。これは条例の附則に長々と書いていることをまとめたものでございますけれども、この7つのパターンが考えられるということでございます。

1つ例をとって説明させていただきますと、(1)の第1のパターンは、従前の税制ですと所得段階の第1段階でしたよと。ところが、新しい税制によりまして第4段階になる場合、この場合は税制が変わってない場合は第1段階でございますので、先ほどの改正案でいいます年間保険料で3万3,170円というところになるわけでございますが、税制が変わったという影響で、右端にあります20年度の保険料というやつになります。いきなり6万6,350円という年間保険料になります。しかし、これはあまりにも大きな変化でございますので、いきなりするのではなしに、18年度、19年度に均等に上げていくと。上昇を抑えて激変緩和を図るという内容でございます。

以上が主な条例の改正のポイントでございます。

こういう事態に至った背景なりについて説明させていただきたいと思っております。本日別添でお配りしましたA4縦長、右上に事業民生委員会資料と付しました資料をご参照いただきたいと思います。

まず第1点目、介護保険の現状ということで、まず人口と高齢化率の推移でございます。棒グラフの方が岬町の人口でございます。グラフの方は昭和60年以降の経緯を記載してあるわけでございますが、ご存じのように人口はどんどん減ってきておるという状況でございます。折れ線グラフの方、これは高齢化率をあらわしておりますが、これは逆にどんどん高齢化率が進捗しております。平成17年度では24.5%、約25%ということで、もう超高齢社会に突入したということで、4人に1人が65歳以上の高齢者だという状況でございます。

続きまして第2点目、要介護認定者数の推移、及び認定者出現率の推移でございます。平成12年、介護保険が始まりました年度の10月でございますが、このときは認定を受

けておられました数が503人という総数でございました。年々アップをしております、近々のデータではごらんのように1,058人という内容になっております。

特徴的なのは、この内訳を区分を色分けして書いておりますが、要介護1という程度区分の方が、平成12年のときは123人でございました。これが本年度になりますと462人ということで約3.8倍にふえておると。また、要介護2でございますけども、これも比較しますと105人から近々は197人ということで、1.9倍ということになっております。

それから、利用率ということなんですけども、これは介護認定を受けられて、程度区分の審査を受けられても、全員がそしたら介護保険を利用されるのかということとそうでもないということなので、その辺のデータもちょっと見てみました。それはその右の方の利用率というところでございます。これは若干増減等ございますが、全体の流れとしまして12年当時は65.8%であったというのが、上向き、右肩上がりの傾向を示しております、近々では74.8%という数字まで来ております。

それと、一番下のグラフでございますが、これは65歳以上の高齢者に占める要介護認定者数の割合でございます。当初10%余りでございましたが、21.8%まで伸びてきたという状況でございます。

次のページをご参照いただきたいと思います。そういう状況の中で介護給付費も非常に大きく推移してまいりました。こちらでは居宅サービス支給額と施設サービス支給額のみを抜き出して棒グラフに組んでおりますけども、12年当時6億余りの金額でございましたが、昨年度ではもう既に12億を超えたという、倍になってきたと、右肩上がりという状況でございます。

次に、4番目としまして平成15年度から17年度における計画との乖離というデータでございます。これは先ほども委員の方からご質問があったかと思っておりますけども、といいますのはこの介護保険というのは3年計画で推移しているということでございます。この15年度から17年度の3年間といいますのは、これから第3期の計画が始まりますけども、15年度からは第2期ということでございます。第2期は第2期で計画を立てて、給付費なりを見込んでおったというところでございます。ところが、その計画を上回る利用実績があったということで、それぞれの年度で計画との乖離をグラフとして示しております。

それから、その下の方は認定者数の乖離でございまして、横ばいから少し伸びていくん



だろうなという計画をしておったところでございますが、実際運用してまいりますと、介護保険制度が定着して、認定者数も計画を大きく上回る実績数値が出てきたというような背景がございます。これが大きな流れでございます。

3ページをご参照いただきたいと思います。これまでの経緯等を踏まえまして、18年度からの3カ年、これは第3期計画ということで数字をとらまえまして、介護保険の保険料の算定に至ったという流れをご説明させていただきたいと思います。

まず第1、標準給付費及び地域支援事業費ということで、全体の事業費は一体幾らなんだということをお予測しております。17年度末で既に13億9,000万余りの決算見込みをしておるところでございますが、18年度はさらに伸びがあると見込んでおまして、14億6,000万余り、これは地域支援事業も含めての数字でございますが、そういう伸びをお予測しております。次に19年度は15億1,000万余り、20年度は15億6,500万余りの給付費が要るだろうと。要は、これくらい保険を使われるだろうという見通しでございます。その表の右隅にございますが、一番下にありますが、3年間の合計ということになりますと46億3,774万7,510円という事業量が見込まれるわけでございます。

次に(2)でございますが、そしたら第1号被保険者、65歳以上の高齢者が負担すべき費用、要は保険料の収納必要額の見込みをこの表の方で説明させていただきたいと思います。こちらの表は単位は1,000円単位でございます。今どれくらいの事業量になるのかということで、3年間で46億3,774万8,000円ということで標準給付費及び地域支援事業の3年間の見込みをしております。

それと、データとしまして、左の方の支出区分を言うてるんですけども、その下の方で財政安定化基金、これには拠出金がまず必要やということでございます。それと、財政安定化基金の償還金6,252万8,000円、これが必要でございます。といいますのは、先ほど第2期の計画と実績の乖離というのがございました。で、保険料は第2期の場合見込んで立てておったのですけども、それを上回る実績が出てまいりましたので、財政安定化基金から借入れを受けて運営しておったわけでございますが、それを、保険料の部分の借りにおりましたので保険料で償還していくということになります。それが必要経費ということになります。

右側の方でございますが、第1号被保険者の負担分は19%でございます。国費、府費、それから町で負担するのが合わせて50%。第2号保険者ということで、私どもの世

代が負担するのが31%でございます。高齢者が負担するのが19%ということになりますので、まずここで標準給付費を賄うために8億8,117万2,000円が要るということになります。それと、制度自体が調整交付金という制度がございますので、これはマイナスの方が多くなっておりまして、ここはずっと、若干下がるという計算になります。

それから、次に負担額でございますが、これは財政安定化基金への拠出金と償還金、合わせまして6,716万6,000円ということになります。したがって、第1号被保険者さんの層が負担すべき費用イコール保険料の収納必要額は、3年間で9億2,002万4,000円という額が算出されるわけでございます。

これをそしたらどのように保険料として設定していくかということでございますが、(3)でまず所得段階の細分化によりまして6段階、今まで5段階という方程式を立てておりましたが、今回は6段階を設定するという条件をここで設定すると。

次に、(4)としまして、税制改正に伴う激変緩和措置、先ほど結果を先に説明させていただいたんですけども、これもやはり考慮する必要があるということで、ここで条件設定、要は方程式をつくりまして、ここで考慮する、計算するというまず条件を設定します。その上で5番ということで、1号保険者の基準額を算定しに行くということになります。

基準額の算定といいますのは、要は各段階の人数がイコールではございませんので、多いところも少ないところもございまして、この辺、加重平均の考え方を取り入れて平均的なところを算出していくという計算を行います。要は、保険料に必要なのは9億2,000万余りでございます。それを保険料で賄うわけでございますが、保険料100%の収納というのはちょっと考えられませんので、どうしても滞納なり、あるいは不納欠損になってしまうという分野も含めまして98.5%というふうに設定します。それから、3年間の被保険者の延べ人数ということで、これは割り人数でございますが、1万4,024人という人数を見込みました。これまでの数字をもとに、条件をもとに計算しますと、保険料が基準額で年間6万6,350円になると、月額で換算しますと5,529円になるということでございます。

最後に、財政安定化基金償還金影響額と書いてますのは376円でございますが、これはこれまでの3年間で借りてきた分の償還に係る基準額に対する影響額でございます、376円でございます。要は、今までピッタリ計画どおりいってればこの金額は上積みする必要がなかったんですけども、結果として計画より実績の方が上回ったということが

ございますので、これは上積みされて、内数でございますが、月額に換算すると5,529円の中に入っておるという状況でございます。

説明が長くなって申しわけございません。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中 原 この保険料は大阪府下でも断トツ、トップを行くという金額ですけども、担当の部署で、ほかの自治体なんかでは本当に100円でも200円でも何とか下げられへんかということとで努力してる例を見てるんですけども、担当の部署のところとでそういった減免している事例の研究ですとか検討はされたのかということと、あと、これは天引きになりますのでね、天引きされた後の利用者の方の生活実態がどうなるかとか、そのあたりの調査はされたのか、2点お答えいただきます。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷でございます。

府内で断トツかなというご指摘やと思いますけども、確かに5,529円というのは、全部が全部把握しているわけではございませんが、府内で恐らく一番だろうというふうに考えております。ただ、府内各市町村とも岬町と同じような状況はあると思っておりますので、確定数字ではございませんけども、5,000円を超える保険料になる自治体もあるやに聞いております。5,000円足らずが大半かなと思いますけども、そういう状況はつかんでおります。

当町の方も、先ほど説明させていただきました財政安定化基金の償還金の影響額が376円ございますので、これがなければ5,153円と。5,000円は超えますけども、5,000円を大きく超えるというようなことはなかったんですけども、今回これを返還せざるを得ないということでございますので、5,500円を超えたというような状況がございます。

それから、減免措置でございますけども、これまでは保険料、先ほど第2段階を2つに割りまして第2段階と第3段階に分けております。そもそも今まで保険料は第2段階の方について減免措置を現在も持っておるわけでございますが、これにつきましては新第2段階に分かれたことで減免する理由がなくなってしまうので、そういう減免措置も組み入れて新しい改正案の段階ができておるということで減免措置は廃止の方向でございます。

それから、各市町村等の状況も情報交換という中ではやっておりますが、特に減免措置

を講ずる理由も手法もまだ検討しておりませんし、各自治体ともまだできてないというような状況でございます。

中原 今のお話の中で、財政安定化基金償還金の影響額のお話がちょっと出たんですけども、これについては基本は過去3年間の分を今後3年間で返還しなくてはならないという決まりがあるのは存じ上げてるんですけども、過去にこの償還の期間を9年間引き延ばしてもらった例があるとかいうのを聞いてますので、本当にこれは負担がものすごい大きいんですよね。府からいろんな決まりがおりてくるのもものすごい遅くて、率直に言って現場の職員の方が振り回されるというか、こういう制度自体に問題があるのと違うのかなと思いますけども、住民の皆さんの立場に立ってみれば本当に100円でも200円でも安くならないと負担がすごく大きいと思うので、ちょっといろんな自治体の例も参考にいただいたり、過去の取り組みも見ていただきたいなあと思うんですけども、そのあたりの今後の取り組みの意欲というか、お考えをお聞かせいただけますか。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

意欲ということでございますけども、意欲はありますけども、議員ご指摘のとおり、これだけの住民負担が上がるということに対して、私どもももっと早い時期に例えば知らせていただくということであれば、もっと検討の時間もつくれて、あるいは私どもも作業の時間も持ってじっくりと取り組みたいというのが本音でございます。

ただ、今回の介護保険の制度の改正は、私どもも見えてきたのがつい最近というような状況でございます。先ほどちょっと触れましたが、新しい高齢者の保健福祉計画、あるいは介護保険計画の策定に当たりまして、なかなか国の施策が小出しに来るものがございますから、なかなか時間を取ってじっくり取り組むことができなかつた。で、最終的に時間切れというような形で今回提案させていただかざるを得なかつたなあというのも、1つちょっと残念なところは確かに感じております。

それと、最終的にこの数字が出ましたのは、つい最近になりまして報酬が要は国の方、厚生労働省の方から幾らだということが出てきたので、やっと数字が入ったというような状況でございます。それまでは今後3年間、要は第3期の事業量がこれぐらいになる、どんな事業をしていくという一方の掛け算の基数の議論をずっとしておつたと。最近、3月になってからだったと思いますけども、報酬が出てきたと。それに数字を掛けて、その辺の媒介変数がわかれば方程式ができてますので、それで計算して提案させていただくというような、それが現状やということでございます。

問題点は多々、介護保険が定着して利用していただけるのは大変いい面もあるのですが、一方で介護保険料の増高につながっているという、そういう問題も確かにあると思いますので、その辺は大きな課題もあるというように認識しております。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 新しく介護保険制度がまた改正になって、18年の4月からスタートするということですので、前の減免制度も当初から考えていたことではなくて、それを実際に運営していく中で問題点が明らかになって、それぞれ対応をどうしようかということで検討してきたところであります。ですから、我々もこれで決まったから、このままで何も行くというのではなくて、今後とも情報を収集しながら、検討する課題があったらまたそのときに考えていくという立場は変わりありません。

以上でございます。

委員長 ほかに質疑、意見ございませんか。

川 端 この減免制度の適用というのは所得に応じてですね。で、やっぱり本人が努力して介護保険を使わずにやっていこうというのかな、そういう方への言うところの減免というのはないですね。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 住民福祉部の芦田です。

つまり、保険制度という共助・互助の組織運営体ですので、ですからみんなで助け合っていくという、出し合っていくということですので、そういうことは特に考えておりません。

川 端 これ、まあ言うたら国の方でこういう制度自体を決めてきてることやから、地方ではどうにもならない部分もあるということはよくわかるんです。で、またこの制度自体が、言うところの共助、支え合うということもよくわかるんやけども、そやけども、それだったらあまりに一生懸命まじめにやってる人がどこで救われるのかなというところを思うんですよね。

例えば自動車、全然趣旨が違うものを例に挙げるのはおかしいけども、例えば車の保険だったら事故を起こさなかったら割り引かれるよってに事故を起こさずにしようとかいうふうに思いますやんか。だからその辺で、やっぱり人間というのは自分に何か返ってくるものがあるから努力しようという部分も人間の中にはあると思うんです。だから、何かその辺で一生懸命まじめにやってる人が、それがたたえられるというのかな、何かそういうことを町で考えていかれへんのかなと思うんです。そうでないと、まあ言うたら使わな損やみたいだね。それで、まじめにしてる人は、年金から天引きされるから、2カ月に1回

1万円から引かれたらね。あまりに、何というたらええんかな、まじめにしてたら損やなというふうになるのと違うかなと私、思うんですよ。そら、岬町ではどないもなれへんというのもわかるんやけども、それをやっぱりこれだけ地方分権の時代になってきたときに、何かまじめにしてる人が、それがちゃんとたたえられると言うたらいいんかな、まじめにしてきてよかったと思える何かをみんなで知恵を出して考えられへんのかなと思うんです。介護保険にしても医療保険にしても、例えば国民年金にしてもすべてに通じると違うかなと私、思うんですけど。

古谷健康福祉課長 健康福祉課、古谷です。

お答えになるかどうかちょっと疑問な点もありますけども、まず皆さん大変まじめに保険は使っていてという、まず認識をしております。それと、先ほどの川端委員のご指摘もあったと思いますけども、これは国民健康保険料にも通じることでございますが、皆さんが健康で、保険を使わないということになりますと事業量が下がりますと、保険料の軽減にもつながっていくというのは、これは当然のことでございますので、その辺の広報、また考え方を説明させていただく機会があればどんどんその点はやっていきたいというふうに考えております。

それと、具体的には新町長就任以来、長生会のスポーツ大会でありますとか、それからゲートボール大会とか、あらゆる機会をとらまえて、高齢者の方が集まった際には介護保険料の制度の仕組みなり説明させていただいて、高齢者が使うから介護保険料もふえていくんやというふうなこと、基本的なところをまずご理解いただくということで、その辺の啓発には努めているところでございます。

川 端 まあ、元気な人を表彰するか何かして、またよろしくお願いします。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ本件に対する委員の質疑はこれで終了いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中 原 はい、中原です。先ほど芦田部長が問題点が明らかになればと言われましたけども、これだけの負担を持ち込んで問題点が明らかにならないわけではないわけですね。具体的に先ほど私が申しましたけども、財政安定化基金の償還期間を延ばすということですか、あと今は6段階でしたかね、6段階に分けてますけども、これは6段階じゃないといかんということではなくて、6段階以上に分けましょうということですからね。ほかの市町村では同

じ条件のもとですわ、国からおりてくるのはここと一緒に、ものすごい二転三転しながら職員は振り回されて、ぎりぎりになって方針が出るというような状態のもとで、ほかの市町村は、そんな渋い顔せんといってくださいよ、9段階に分けてちょっとでも安くとか、これは利用者の方にとったら、老年者の6月から税制が変わったりとか、この世代はものすごい打撃が大きい世代であるわけでしょう。そしたら、その打撃をちょっとでもやっぱり何とか自治体で努力できるところをぎりぎりまで追求するというのが自治体の役割ではないのかなと思いますのでね。そういう意味で、厳しいことを言うようですけども、ちょっと努力不足と言わざるを得ないかなあと思ひまして、賛成できないということでございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第37号は、本委員会において可決されました。

続いて、案件24、議案第38号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、委員の皆さん、質疑、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なければ、本件に対する委員の質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りいたします。議案第38号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 満場一致であります。よって、議案第38号は、本委員会において可決されました。

以上で本委員会に付託を受けました案件24件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで事業民生委員会を閉会いたします。

(午後4時38分 閉会)

---

(午後4時38分 協議会開会)

委員長 引き続き、事業民生委員会協議会を開会いたします。

報告事項が2件ございます。

まず、開発協議等の進捗状況について担当課より報告をお願いいたします。

大山地域振興課長 地域振興課、大山です。

開発協議等の進捗状況について報告させていただきます。64ページをお願いします。

左側の整理番号1、2は前回説明させていただいておりますので、今回は3番目、事業主、近畿住宅建設株式会社、用途地域は第1種中高層住宅専用地域になっております。それで、第2種の住居地域で、敷地面積が6,671.06平方メートル。開発の概要ですけれども、共同住宅147戸、地上13階、1戸当たり70平米と聞いております。場所はホテルウイングのところでございます。

委員長 どこ、これ。ホテルウイングの。

大山地域振興課長 はい、みさき公園の駅前から淡輪側。

委員長 済みません。これはホテルウイングを取り壊してのところですよ。私が前に確認したところでよろしいでしょうね。

大山地域振興課長 はい。

委員長 質問どうぞ。

出 口 済みません。整理番号2の株式会社アイランドホーム、これは第1種中高層住宅ということで、これは何階建てになったんですか。

大山地域振興課長 地域振興課、大山です。これは旧の佐藤工務店の跡。



出 口 そうですね。裏側ですね。

大山地域振興課長 はい、裏側です。12区のところになりまして、分譲住宅6区画となっております。

出 口 さっきの近畿住宅の方は13階建てというふうにおっしゃってましたね。

大山地域振興課長 はい。

出 口 このアイランドホームの方は2階建てですか。建売ですか。3階までということですね、あくまでも。

松永事業部長兼事業課長 通常の建売住宅ですので、2階か3階、高くても3階の木造住宅、普通この辺でしたらあまり3階というのはないですが、3階までだと思います。

出 口 済みません。その件で、前回にもお話ししましたが、特に木下課長代理にはお願いしてますんやけどね、この近辺の裏側の住宅の方々が騒音とかほこり等、日照権の問題も絡んできてますので、その辺をよく話し合いのもとに再度理解を求めていくように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 要望ですね。

出 口 要望です。

委員長 はい。

福 田 ちょっと聞き漏らしてたかどうか確認ですけども、整理番号1番の、これは淡輪の駅あたりになるのかな。違うの。ちょっと場所を。

松永事業部長兼事業課長 場所はアララギ歯科の裏です。

福 田 はい、了解。いや、それだったらちょっとあれやけど、グンゼのところ。

委員長 違う。

松永事業部長兼事業課長 グンゼはもうできてます。アララギの裏です。

福 田 ちょっと聞きたかったんは、過去に出てるかどうか知らないけれども、淡輪の青少年グラウンドの線路があって反対側、海風館側に今大きくブルドーザーが入って開発してるのやけども、ちょっと僕聞き漏らしてるのか何か、報告があったんかどうか、ちょっと失礼やけども、もしだぶってたらごめんやけども、あそこに何ができるのか、ちょっと教えてほしいなと思って。

松永事業部長兼事業課長 もう開発許可がおりまして、もう開発の進捗状況、済んでるんですけども、分譲住宅、多分76戸だったと思いますけど、日生建設です。

福 田 日生建設の76戸、住宅ですか。

松永事業部長兼事業課長 はい、分譲住宅です。

福 田 それと、もう1個いいですか、委員長。

委員長 はい、どうぞ。

福 田 ちょっと関係あるかどうかわかれへんのやけど、もしあかんかったらあかんと言うてほしいんやけど、信号機の問題でね。昔の以前の海水浴場に入っていく進入路、バリューの信号を国道から入って、それで2つ目の信号。海水浴場に入っていく昔の進入路があるんやけども、そこの竹本職員の家の横やけども、あの信号が、これは別にだれにも頼まれてるわけではないんやけども、必要であるんかどうかね、ちょっとこの間から疑問に思ってるねやけども、あそこ交通量かなり減ってるんで、もしどこか移動させるところがあれば移動させた方が効率がいいんじゃないかなと思ってるんやけど、もしわかれば結構です。職員の竹本さんの家の角。

委員長 信号はどこになるの。

福 田 海風館に入るところの。今は海風館に入るところ。昔は海水浴場に入るとこや。三差路のところですよ。今はポポロかな。

委員長 今住宅ができてるやろ、こっち側。

福 田 ポポロができてる真前になる。いや、交通量がちょっと少ないんで、あそこ国道から入れたら3つ信号が続いてるわけや。バリューの裏とね。それで、バリューの裏は四つ角になって交差点になってるのでわかるんやけども、それに続いて海水浴場の入口にまだ信号機がついてるわけ。ポポロの前に。これがあまりにも交通量が少ないのに、なくてもいいんじゃないかなと、これは私だけの主観ですけども、住民の周辺の方は、いや、要るんやと言うたら別やけどね。なくてもいいんじゃないかなと思うんやけど、その辺のちょっと見解だけ。取れるのやったら取って、もっと重要なところへ持っていけるのやったら。

というのは、信号機は以前に、ちょっと僕の記憶ではつけてもらうのに順番待ちとか年に何カ所しかつけてもらえないとか、そういうふうなことで非常に苦労しているということも聞いてたんで、そういう信号がもし住民の方であんまり必要ないと言うんだったら優先的にどこかへ持っていった方が効率がいいんじゃないかなという考えで聞いてるだけです。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 場所もわかりまして、内容もわかりましたので、私の方から一度、地元及び泉南警察ともいろんな協議をしてみたいと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

福 田 はい。

委員長 ほかに意見がないようですので、ただいまの報告についてはご確認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、公共下水道整備計画について、担当課よりお願いいたします。

梶本下水道課長 下水道課の梶本でございます。

今お手元にきょう配付しておりますA4サイズ、年度別公共下水道計画表、これでございますが、裏についていますA3サイズのカラー図面をご参照願います。

まずカラー図面で、凡例として、紫色で囲っている部分が公共下水道の事業認可区域でありまして、図面の右上、望海坂地区、それと別所の台地区、この一部が先月、2月に都市計画決定で区域編入され、この3月末には大阪府より事業認可、拡大される予定の区域であります。

続きまして、黒色で着色されている部分につきましては、16年度以前の過年度に整備済みの区域を表示しております。区域別の整備累計面積としましては、淡輪地区258.6ヘクタール、深日地区13.83ヘクタール、多奈川地区65.38ヘクタールで、過年度合計が338.07ヘクタール、整備率としまして64.95%となっております。

次に、今月末完了に向けて工事中であります17年度の施工区域としまして、緑色で着色表示しております。17年度末の地区整備面積としましては、事業認可拡大予定部分を含めまして、淡輪地区51.41ヘクタール、深日地区3.05ヘクタールで、整備済み面積累計としましては392.53ヘクタール、整備率69.60%となる見込みでございます。

続きまして、赤色で着色している部分につきましては、18年度施工予定区域となっております。下水道事業特別会計予算の部分で地区別説明図面で添付されている区域でございます。深日地区の地区整備面積としましては、深日地区の5.47ヘクタールの整備となり、整備累計面積は398ヘクタール、整備率70.57%となる見込みでございます。なお、国庫補助事業額としましては、17年度当初予算と同じく1億5,000万円で予算計上しております。

次に、黄色着色している19年度の施工予定区域につきましては、深日地区、灰吹池グラウンド周辺と、朝日川沿いの緑8丁会、緑1丁会周辺で8.3ヘクタールの整備を予定しております。なお、国庫補助事業額としまして1億2,000万円で整備計画を立てております。

最後に、20年度以降の整備区域であるピンク色で着色している部分でございますが、

平成19年度に事業認可の変更を行う予定でありますので、計画はこれ以後は未定でございます。しかしながら、財政状況の厳しい中、使用料の改定やコスト削減など経営努力を重ねていながら、できるだけ費用対効果の高い箇所から整備が進むよう今後財政部局が大阪府と協議をしていく所存でございますので、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、公共下水道整備計画の報告をさせていただきます。

委員長 ただいまの梶本課長の報告に意見ございますか。

岡本 2点ちょっと質問したいんですが、まず1点目、楠木から西川に沿うてずうっと入っていく中で、楠木橋があって五本松橋があって一本松、昔興南採石が石を採っていたとこ、あこを何年か前にちょっと産業廃棄物を捨てて中止になったことを僕覚えています。

委員長 岡本委員、それはちょっとまた、下水道の件。

岡本 下水道、僕はありません、下水道は。

委員長 これの件について。あとまたさせていただきますので。

岡本 済みません。

委員長 ただいまの公共下水の件について、整備計画についての質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、特に質疑、意見等ないので、ただいまの報告につきましてはご確認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、その他といたしまして2件ございます。1件目はごみの分け方、出し方について、啓発ポスターについて、担当から報告をお願いいたします。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本です。

12月議会で補正をいただきました、それと同時に9月5日で爆発事故がありまして、それ以降ごみの正しい分け方、出し方のパンフレットを今現在、参考ですけども、このような絵柄に変えて、それまでには各婦人会やら民生委員さんやらに意見を聞き、絵柄をふやしてほしい、字体よりも絵柄にしてほしいということで、今仮刷りですけども、参考までに仮刷りができましたので見てもらいたいということで、本日出させてもらいました。

大きさに関しましてはこれの倍です。これは縮小版ですので、今使っている大きさの紙。一番言われたのが1枚物で、冷蔵庫に張れたらいいと。それで紙の質もこれじゃなしに今使っている、これよりももう少し上質になりますけども、これは本日用に縮小したも

のでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、委員の方、意見ございますか。一応報告だけということで。

(「なし」の声あり)

委員長 ただいまの報告に対して委員の皆さん、なければ、確認していただいたと思います。

ほかになければ、その他の2件目について、岡本委員の方より1件、ちょっと行政の方に質問がございますので、岡本委員の方からよろしく願いいたします。

岡 本 先ほどは失礼をいたしました。

2点あるんですが、1点目、先ほど言いましたように興南採石の跡地で、今モトクロスの建設場か何かいう小さい看板が上がってるんですが、それでプレハブが建って。あこに何か疑わしい産業廃棄物でもほってるん違うかなと僕は疑ってるんですが、とにかくトラックが入ると即ユンボで埋めてしまうというような状態がずうっと続いています。

それで、その下の田んぼ、川辺さんの方からも「ちょっと一回議会で質問でもしてくれへんか」という要請もありまして、それでモトクロスをつくるんやったら、別にええ残土を捨てに行くんやったら即埋める必要もないし、だから一回町の方でボーリングでもしてもらて、一遍捨てたものの分析というんですか調べていただきたいなあと。

というのは、下には西川がずうっと海まで行ったら、やっぱり今のシーズン、貝掘りもしてるし、ワカメも養殖してるしね、釣り堀もあるし。やっぱりこの被害というのは5年か10年後に、仮に疑わしきものをほってたら僕は絶対出てくると思うんです。そういう中で一回町としてしっかりと監視をしてもらて、一回調査してほしいなと。

ということと、もう1点は、僕の住んでる西地区からピアッツァ5へ行く道路、あこに4カ所か5カ所、もうごみの山で積まれてますわ。冷蔵庫やとかテレビやとか。あれ一回何か清掃してほしいなあと。というのは、あの辺の住民からの強い要望で、「何とか町へ言うときまっさ」と言うたら「町がせなんたら、あんたがしたらどうよ」というようなことを言われてるんで、西地区でみんな出てもらたら僕は手伝うのはやぶさかではないんやけど、その件と。

2点、ひとつ町の考え方というんか教えていただきたいなと、このように思います。

以上です。

委員長 はい。だれか、それに関して。

岡本住民福祉部副理事兼住民生活課長 住民生活課の岡本でございます。

先ほどの第1点目のモトクロス場ということで、岬町の条例の中に、岬町土砂等に関する土地の埋立及び盛土及び堆積行為の規制に関する条例ということで条例が設置されております。それで、本人よりモトクロスをするということで申請書が出てきまして、それに対しましてうちの方では条例どおりいろんなことで検討、それと同時にその必要書類を出さしております。

そして、この分に関しまして町としましても委員会を立ち上げていろんな検査をした結果、16点にわたる内容で向こうの方に履行するようにと、別紙事項を添えてということで一応話をしております。それで同時に、その中にも水質じゃなしに土質調査もうたっていますので、その旨を土質調査をさすようにしています。

それと同時に、その分に関しての内容等、それで車の入るときにしるガードにしる、うちの方に届けなさいということになってますので、これを再度向こうの方に確認を入れてやらすように遵守もしていきたいと。それでうちの方も見に行くと。前回も見に行っておりますので、そのように写真も撮りの、うちの方もそれに任すんじゃなしに町の方もできるだけの範囲内で調査等も見ていきたいと。現状を見ていきたいと。

2点目に関しまして、多奈川の西の方から、岡本議員の方からピアツツアの方に抜けるという裏道だと思いますけども、その分に関しては地権者の方も、今からちょっと場所もはっきりとわかりませんが、多分私有地だと思いますので、私有地の方、この土地の管理者とも話をして、できるだけ、町では今までの経緯としまして取ってませんので、その人で片づけてもらうか何かをしていかなあかんと考えております。

町で取れるものでしたら、一般ごみとかその分に関しましては向こうの人で運んでもらうたら処理場での処理はできると思うんですけども、ただ電機の中で先ほど言いましたように冷蔵庫とか取られへんもの、家庭用品の4品目に関しまして取られないもの、リサイクル券を買ってもろてやってもらわんとあかんというのが出てくると思いますので、その分は町では取れないというのが、現物を見てみないとわかりませんけども、そういうことあります。

以上でございます。

岡 本 1点目やけども、やっぱりモトクロスをする気ないんですよ。ですから、やっぱり町の方でしっかり監視して、土の中にでもボーリングでもやってもろて、そやないと危険ですよ。だから何ぼ15とか10とか調査させたってね。これは、僕個人の岡本の考えだけで

すよ。あんなとこモトクロスができるわけがない。やる気ないんですよ。許可だけ取って、そのごみを捨てる場所を確保してるだけやと僕は確信してますわ。そういうことで厳しく監視をしていただきたいと、このように思います。

委員長 要望でいいですか。

岡本 はい、要望で結構です。

委員長 はい。それでは岡本委員の質疑を終わりにして、皆さん大変ご苦労さまでした。

これで事業民生委員会協議会を閉会いたします。本当に1日どうも……。

兼事業課長兼事業課長 済みません、お帰りをお急ぎのところを。

委員長 いえいえ、どうぞ。

松永事業部長兼事業課長 委員会にもう1件、道路の資料提供だけするようにということで、きのう言われた分を添付させていただいてますので。

委員長 交通事故。

松永事業部長兼事業課長 いいえ。道路の舗装、鍛冶さんからですね。その分がお話しするところがなかったもので、今になってしまいました。

A3とA4、この下についておりますA3のが、道路を掘削するときの許可条件で、第10条と第13条に書いてますように、道路舗装については路面復旧はコンクリートまたはアスファルト舗装にて復旧することと。ただし、幅員2メートル以下の町道については全面復旧し直しなさいと、こういうことで指定しております。それで13条で、路面復旧については原形復旧とし、双方協議の上、事業主負担をもって復旧することということで、切るときは現地で立ち会いして、ここまでやりなさいと。道路の舗装は15センチの下が20センチとか、そういうふうな指示でさしてるということで、あとA4の方は、水道管を布設する場合はということで水道課から指導が出ておりまして、水道管の口径によって幅とか埋め戻しの内容等を指定して指導しているところでございます。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。先ほどは失礼いたしました。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 これで事業民生委員会協議会を閉会いたします。どうも1日ご苦労さんでございました。ありがとうございました。

(午後5時02分 協議会閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年3月8日

岬町議会

委員長 竹 内 邦 博